

会議録・令和7年9月9日第3回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和7年8月26日

2. 招集の場所 明和町議会議場

3. 開 会 9月9日 午前9時00分 議長宣告

4. 応招議員 14名

1番 江 京 子

2番 田 邊 ひとみ

3番 北 岡 泰

4番 中 井 啓 悟

5番 瀬 田 萌

6番 綿 民 和 子

7番 奥 山 幸 洋

8番 新 開 晶 子

9番 松 本 忍

10番 山 本 章

11番 宇 田 雅 行

12番 高 橋 浩 司

13番 下 井 清 史

14番 辻 井 成 人

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

14名

7. 欠席議員

なし

8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松 井 友 吾

議会書記 山 本 歩 美 霜 幸 佑 小 林 政 則

9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 下 村 由美子 副 町 長 高 木 謙 治

教 育 長 下 村 良 次 総 務 課 長 朝 倉 正 浩

防災安全課長 荒 木 隆 伯 税 務 課 長 西 尾 仁 志

まちづくり戦略課 中 井 清 央 斎宮跡・文化観光課長 森 下 純

会計管理者（兼）会計課長	椿	ゆかり	産業振興課長	肥留間	誠
建設課長兼 上下水道課長	西	尾直伸	こども課長	家	城和司
福祉総合支援 課長	稲	浦満	住民ほけん課長	日	置加奈子
生活環境課長	丹	合信隆	教育課長	西	村正樹
小学校区編制 推進室長	中	瀬基司			

10. 会議録署名議員

1 番 江 京 子

2 番 田 邊 ひとみ

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

(午前 9 時 00分)

◎開会の宣告

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回明和町議会定例会を開会します。

また、新聞社等から撮影許可の依頼がありましたので、許可したいと思います。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

1 番 江 京 子 議員

2 番 田 邊 ひとみ 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（辻井 成人） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月22日までの14日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（辻井 成人） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいております5月、6月、7月分の例月出納検査結果報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写しを配付しておりますので、後ほどご覧ください。

◎行政報告

○議長（辻井 成人） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） おはようございます。

令和7年第3回明和町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

す。

議員の皆様には公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただいまは本定例会の会期を14日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、政府は8月8日に、令和8年度予算の概算要求についてを閣議了解し、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化する方針を示しました。物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向を適切に反映するとしています。

また、高校の授業料無償化や幼児教育・保育への支援、物価高騰対策等については予算編成過程において検討するとされており、国の施策が家計や地域経済に大きく影響する局面を迎えています。

そして、地方交付税についても、総額は増えつつあるものの、物価高騰などにより歳出も増大しており、地方財政の厳しさは一層増す見通しです。

町においても昨日の課長会議で、令和8年度当初予算編成における考え方を示したところです。編成過程や事業科目を見直し、選択と集中をより一層推進し、施策の重点化と効率化を図り、財政健全化プランの基本理念である持続可能な財政運営を目指し、取り組んでまいります。あわせてDX推進による次世代型行政サービスの実現に向けて取組を進め、住民の皆様が実感できる利便性と効率的で効果的で持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

今後も国や県の動向をしっかりと把握し、各部署と協議を重ね、持続可能なまちづくりを推進するための予算編成を進めてまいります。

この夏には、参議院議員選挙と三重県知事選挙が行われ、町としても円滑かつ適正な選挙事務を遂行いたしました。国・県との連携を深めながら、町の未来を切り開くための取組を着実に進めてまいります。

それでは、6月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

大淀海岸で、今年3年ぶりにアカウミガメの上陸が確認されました。7月か

ら8月の間に約10か所で上陸が確認され、町と志摩半島野生動物研究会が調査したところ、5か所以上で産卵が確認されました。卵は台風の高潮や獣害から守るために近くの海岸へ移し、その後、ふ化も確認されました。きれいな砂浜を好むと言われているアカウミガメが明和町を訪れてくれたのはとてもうれしい出来事でした。引き続き、海岸を含む町内の環境美化に努めてまいりたいと思います。

町内の小中学校では、「明和を愛し、誇りに思い、よさを語れる育成」を目指した学習、めいわ学習が始まっています。小学校では今年度から、めいわ学習の副読本「めいノート」を活用した学習が始まりました。「めいノート」では、明和町の自然・産業・伝統工芸・伝統行事・文化・歴史を学びます。そして中学校で取り組む地域を学び場とした問題解決型学習につなげていきます。この「めいノート」の学びをさらに深めるため、各小学校では7月頃から地域の方を学校に招き、伝統行事の話を聞いたり、伝統工芸品を製作する工場を見学しています。この学習を通じて、子どもたちが明和町の魅力に触れ、明和のよさや伝統を未来へつないでいてもらいたいと願っています。

町では、町の花「ノハナショウブ」を多くの人に親しんでもらおうと、今年初めて斎宮のハナショウブ群落スケッチフェスタを開催しました。広く町内に呼びかけたところ380点もご応募いただきました。7月12日からイオンモール明和で展示させていただきましたが、予想をはるかに上回る応募だったため、展示期間の途中で作品を入れ替えるといううれしい結果となりました。現在は、町のInstagramで作品を順次公開しています。地域の皆様には、国の天然記念物にも指定されているこの群落に理解を深めてもらい、いつまでも大切に守り伝えていただきたいと思います。

7月18日から19日の2日間、全国から若者が集い地域課題について語り合うスタートキャンプ2025が開催され、次代を担う人材と町の将来像を語り合う貴重な機会となりました。

7月25日、26日には大淀祇園祭が行われました。25日の東区宵宮では、今年、

熱中症対策として山車の出発を1時間ほど遅らせたそうです。26日の本日には、三世古と山大淀の山車の巡行と花火大会が行われました。今年は主催者発表で2万5,000人が祭りに訪れ、にぎわいました。町内の子どもたちも地域学習で大淀祇園祭を学び、理解を深めています。270年以上続くこの祭りが後世に受け継がれていくことを願っています。

このほか、下御糸納涼大会、大淀サマーカーニバル、北野友楽クラブ夏祭り、有爾中夏祭り、蓑村の虫送り、上村の花火大会、大盆踊り大会、志貴・中村の精霊相撲など、各地域で伝統行事や夏祭りが盛大に行われ、地域のつながりと誇りを実感する夏となりました。

また、斎王まつりフォトコンテストも開催され、町内外から数多くの応募があり、文化と観光の魅力発信につながっています。

8月3日、町と協定を結ぶ建設会社の皆様と道路啓開訓練を実施しました。道路啓開とは、災害時に緊急車両の通行ルートを確保する作業です。今回の訓練では、災害事案を出すコントローラー役を生成AIが担当しました。生成AIは、人間の想定外の事案を提示することがあるため、訓練では、そのような事案にも迅速かつ柔軟に対応することを目指しました。町では今後もこのような訓練を重ね、有事に備えていきます。

8月5日、これからの明和の教育について考えるシンポジウムを開催しました。シンポジウムでは、これからの明和の教育の2つの柱であるコミュニティスクールと小中一貫教育の説明や、令和8年度に本格実施する地域を学び場としためいわ楽習について説明しました。現在、めいわ楽習を試行的に実施していて、子どもたちは課題を見つけて自ら学び、仲間と共に動き、自分なりの答えを見つけているということです。この取組を進めるためには、地域の皆様や関係機関の方々のご協力が不可欠ですので、子どもたちの地域学習のために、ぜひお力添えをお願いいたします。

8月11日、明星神社で初めてとなる「こども夏まつり in 明星」が開催されました。この催しは、コロナ禍でなくなってしまった夏祭りを子どもたちに楽

しんでもらおうと明星神社氏子総代の有志の皆様が企画されました。境内に用意された約100本の竹灯籠に明かりがとまり、幻想的な雰囲気になりました。祭りでは出店やキッチンカーが並び、また手持ち花火が配られ、子どもたちは夏祭りを満喫していた様子でした。この日は明星神社に400人もの人が訪れました。小さな神社にこれだけの人が集まるのは、コロナ禍でなくなってしまった夏祭りを地域の方々が待ち望んでいたかのように感じました。

9月8日、昨日ですが、アウトドア企業モンベルと包括連携協定を締結し、防災・観光・地域活性化など幅広い分野で協力する体制を構築しました。町の魅力を発信し、将来の活力創出につなげてまいります。

以上、6月からの主な動きについてご報告を終わります。

次に、本定例会の提出議案につきましては、同意が2件、報告が2件、条例改正が9件、条例の廃止が1件、財産の無償貸与が2件、令和6年度水道事業と下水道事業の会計未処分利益剰余金の処分を合わせて2件、令和7年度一般会計補正予算と介護保険特別会計補正予算、水道事業会計補正予算、そして、令和6年度の各会計の決算認定をお願いすることとしています。

町は、人口減少や厳しい財政状況など多くの課題を抱えておりますが、町民の皆様の知恵と力を合わせ、共創の理念の下、誰もが安全・安心に暮らし、幸せを実感できる持続可能なまちづくりを進めてまいります。

議員の皆様には引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（辻井 成人） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は、9名の方より通告されております。

許可したいと思います。

6番 綿民 和子 議員

○議長（辻井 成人） 1番通告者は、綿民和子議員であります。

質問項目は、「子育て世代が安心して住むことができる優しい町づくりを」の1点であります。

綿民和子議員、登壇願います。

（6番 綿民 和子議員 登壇）

○6番（綿民 和子） おはようございます。

議長より登壇のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今年の夏は40度を超えるという記録的な猛暑が続いております。9月に入りましても、まだまだ大変な暑さです。町民の皆様におかれましては、この酷暑により心身ともに大変なご負担をお感じのことと思います。改めて熱中症など、皆様のご健康が守られるよう心からお見舞い申し上げます。

本日は、町民の皆様の暮らしをよりよいものにするため、「子育て世代が安心して住むことができる優しいまちづくりを～子ども医療費助成を中心に～」と題して一般質問をさせていただきます。

少子化の流れが日本全国で進んでいるというニュースをよく耳にします。

厚生労働省が発表した令和6年の人口動態統計月報年計によると、国内出生数は68万6,061人で、これは統計開始以来最も少ない数値で、9年連続の減少となったそうです。

今年の3月に出された第3期明和町子ども・子育て支援事業計画において、本町では出生数は増減を繰り返して推移しており、令和4年の出生数は147人でした。また、1人の女性が一生のうちに産む子どもの数を示す合計特殊出生

率も増減を繰り返し、令和3年には1.71となりましたが、令和4年には1.41となっています。

子どもの人口については、令和4年4月1日現在で、6から11歳の人口は増加傾向にあります。ゼロから5歳、12から17歳の人口は減少傾向にあります。出生数も今後は減少傾向が予想されますが、国道23号線や県道37号線が通り、町の取組で中央線が整備され、交通の便がよく、大型商業施設があり、スーパーやドラッグストアが相次いで出店されたり、令和8年4月には明和北小学校が開校されたりして、宅地建物開発が進み、便利で住みよい環境が整う中、転入者の数も増えることが予想されるのではないのでしょうか。新住宅団地には、子育て世代の方が多くみえるだろうと思いますし、物価高の現在、全町民の子育て世代の保護者さんに係る経済的な負担を一層軽減する必要があると、私は考えます。

そこで、町長にお聞きいたします。このような中で、町長は、まちづくりに「未来を見据えた子育て支援、教育の充実、福祉の向上に取り組む」とのことですが、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 綿民議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（下村 由美子） 綿民議員から、未来を見据えた子育て支援、教育の充実、福祉の向上についてのご質問をいただきました。

明和町における子育て支援、教育、福祉の取組は、将来を担う子どもたちの健やかな成長と保護者の皆様が安心して子育てできる環境づくりを目指す町政の重要な柱であります。少子化や人口減少が進む中にあっても、明和町が住みたい、住み続けたいと選ばれる町であるためには、子育て世代が安心して生活できる環境整備が欠かせません。

そのため、子育てや教育、福祉に関する施策は、単なる制度の充実にとどまらず、地域全体で子どもを見守り、育む風土づくりも含め、総合的に進めてま

いりたいと思います。

また、こうした分野は町だけではなく、国や県が責務を持って広域的に推進することも望ましいと考えております。

明和町としては、町単独での負担に偏ることのないよう、国や県に対して制度の拡充や支援強化の要望を続けてまいります。

引き続き、未来を見据えた子育て支援、教育充実、福祉の向上という方針の下、限られた財源を効果的に活用しながら、町民の皆様とともに安心して暮らせるまちづくりを着実に進めてまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 先ほど町長の答弁の中で、住みたい、住み続けたい町にということをしていただきました。そして、また、限られた財源で何かできることがあればということだと思います。

少し前になるんですが、子育て世代の保護者の方から「明和町はこの9月から医療費の窓口負担が中学生まで無料になったのはいいけど、高校生になったら有料になるの」と聞かれました。

明和町の子ども医療費助成は、未就学児6歳年度末までは現物給付で窓口負担なしというものです。そして小学生から中学卒業までは、窓口で一旦支払った額が後で振り込まれる償還払いというものでした。

今年6月の全員協議会のときに説明があり、この9月診療分より現物給付が年齢拡大され、中学卒業までになりました。これで、小中学生の保護者の方が、一度窓口で手出ししていたものが、窓口負担なしに医療が受けられるようになったのは喜ばしいことだと思います。

ですが、県内他の市町の子ども医療費助成制度の実施状況は、この9月から近隣の玉城町、多気町や伊勢市、度会町、松阪市など多くの自治体が18歳の年度末まで助成するとのことでした。

ここで、お聞きいたします。15歳年度末で助成が終了する自治体は、三重県

内で本町を含め何市町ですか。また、所得制限を設けている自治体は、本町を含め何市町ありますか、教えてください。

○議長（辻井 成人） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 県内の助成状況でございますけれども、15歳年度末までとしています自治体は、明和町を含め4市3町で7自治体でございます。また、所得制限を設けている自治体は、明和町を含め2市1町で3自治体となっております。

○議長（辻井 成人） 綿民議員。

○6番（綿民 和子） 医療費助成18歳の年度末まで助成ができないというのが3町あるということと、所得制限を設けているのは明和町だけだという回答でよろしかったでしょうか。

所得制限について、ちょっとお伺いしたいのですが、明和町だけが所得制限を設けているとのこと、所得に関わらず全ての家庭が安心して子どもを病院に連れていけるようになり、病気の早期発見、治療につながり、また所得制限を気にすることなく公平に医療サービスを受けるように、これもしていただきたいものです。

医療費助成のほうに戻りますが、子ども医療費助成の対象年齢拡大、高校生年度末までについては、三重県内の多くの市町が既に実施されています。町民の方からは自治体間の行政サービスを格差として、本町がマイナス評価されてしまうことは避けられません。助成拡大した市町では、子育て支援を定住促進や人口流出対策の一環と位置づけ、助成拡大が選ばれるまちづくりにつながっていると考えられています。

子ども医療費助成について、15歳年度末までだと県の補助額が2分の1あります。18歳年度末までに拡大するとすれば、全て町の単費で賄うことになります。

そこでお聞きいたします。増えた対象者に対して、幾らかかるという試算をされてみえましたら教えてください。また、通院と入院の両方の補助だと経費

がかさみますので、通院のみの支援から始めるなど、柔軟な制度設計の可能性はありますでしょうか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 今回の現物給付対象年齢の拡大を検討した際に、あわせて18歳年度年齢拡大につきましても試算をしております。

中学3年生の月当たりの給付額を算出いたしまして、16歳から18歳までの対象者が同程度病院にかかると仮定しましたところ、初年度のシステム改修費を除いた事務費も含めまして、年間で約1,600万円増加する試算となりました。この額が全て県補助の対象外であるため町単費となりまして、財政に与える影響も大きいことから、対象年齢の拡大は見送った次第でございます。

また、議員がおっしゃいました通院のみの助成につきましては、給付の内訳としまして、入院が占める割合は6%ほどと小さくて、助成に要する費用が大きくそれで変わることがないことから、通院のみ助成とすることも現時点では難しいと考えます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 答弁いただいた数字の中で1,600万円が増加ということ、財政厳しいのは重々承知はしておりますが、前向きな検討をお願いしたいと思います。

明和町が中学生までとする現行の助成範囲では、県内水準との比較において、支援体制に差が生じる可能性があります。特に、家庭の負担が増加しやすい高校生世代に対して医療費の助成がないことで、通院の選択肢に影響が出ることも考えられます。

令和4年12月議会において、北岡議員も「18歳年度末まで拡大を」と言われてみえましたが、いまだかなっておりません。明和町の子育て支援である子ども医療費助成を高校3年生まで拡大をしていただきたいと強く思います。

町長は、就任時の挨拶は「未来を見据えた子育て支援、教育の充実、福祉の

向上に取り組む。子どもたちには未来を、若者には希望を、高齢者や障害者の方には安心を届けられるよう努める」とのことでした。障害者医療費については、下村町長が課長時代に拡大されたとも聞いております。

子どもたちの生活を近隣地域の子どもたちと等しく守るためにも、町民誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、高校卒業までの医療費無償化は大きな一歩になると信じています。地域で暮らす私たちの切実な願いにどうか耳を傾けていただき、町長の前向きなお考えを再度お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） この福祉医療費制度というのは、地域、地方の単独事業として実施しております。子育て世代や障害者、そしてまた、ひとり親世帯などの福祉の増進に大きな役割を果たしていると思っています。

町におきましても、先ほども議員がちょっと触れられましたけれども、精神障害者保健福祉手帳の２級の方の通院分であるとか、療育手帳の所持者の軽度の方についても対象としておりまして、町単費とこれらもなりますけれども、この辺のことについては手厚く助成させていただいていると思っています。

現在、この福祉医療制度はほとんどの自治体で実施されておりました、人口規模であるとか、財政力によって助成内容に差が生じてくるというのは、自治体間の行政サービスの格差が生じてくるというのは、あまりよくないことであると思っています。住んでいる自治体によって、本当に受けるサービスに差が出るというのは、本来望ましいことではありませんけれども、私というか、町といたしましても、国による市町村への財政措置、または全国统一した公費負担医療制度を創設することが町村会を通して今も強く求めているんですけども、これからも引き続き国・県に働きかけを行っていきたいと思っています。

県にも先ほど２分の１の助成をとということで、就任してからこの福祉医療の話が副知事のところへ行ったときも、ちょっと２分の１なかなか県もちょっと厳しいというような話を聞かせていただいたんですが、引き続き県のほうも小学校までが中学校まで２分の１助成してくれるようになってきましたので、粘

り強く働きかけを行っていきたいと思っています。

そして、本当に財政厳しい状況なんですけれども、町民の皆様の声をやはり踏まえて、可能な範囲で工夫をしながら一歩ずつでも前進できるように努めていけたらというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 何度も何度も財政、厳しい厳しいという答弁をいただきましたが、それは十分承知はしております。少しでも前へ進めていただきたいものです。

また、子ども医療費助成は少子化対策として、本来、国や県レベルの対応はふさわしいと考えますので、町長申されたように、国や県に医療費助成制度拡大について働きかけていただきたいと思います。

私たち明和町の女性議員としても、町へ要望書を提出させていただきました。町長、この問題を何とかしてくださるよう、ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、次の問題に移ります。

小児科医療の誘致について伺います。

先日、乳幼児の子育て世代の保護者の方と話をしていたときに「小児科が町内にないから近隣市町の小児科に連れて行くしかないんやけど、近くにあれば助かるのになあ、何とかならんのかなあ」と聞かれました。

やはりどうしても乳幼児期の子どもは急に熱が出たりします。明和町には現在、小児科を掲げている医院が存在せず、子育て世代にとって大きな負担となっています。子どもが急病になったとき、保護者は玉城町や伊勢市小俣町、松阪市などの医療機関まで移動せざるを得ず、時間的・経済的な負担だけではなく、子どもの体調悪化への不安も募るばかりです。

地域医療の充実、特に小児科医療の確保は、安心して子育てができる環境を整備する上で不可欠であると考えます。子育て世代の定住促進、ひいては町の

活性化のためにも小児科医院の誘致は急ぎの課題です。この問題に、町長はどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 小児科医院の誘致につきましてのご質問をいただきました。これまでも一般質問などを通して、多くの議員の皆様からご意見やご提案をいただいております。町としても重要な課題であると認識しております。

現在、町内には小児科専門の診療機関がなく、町民の皆様は近隣の市町の小児科医院を利用せざるを得ない状況が続いています。このため、小児科医院の誘致を求める声が多く寄せられています。

町では近年、小規模団地開発などにより、町外から子育て世帯の転入が増えています。自宅近くに小児科があることは、急な発熱など、また緊急時の受診はもちろん、予防接種や健診の利便性を高める上でも大変重要です。

一方、町には公立病院がなく、医師の確保や医療機関の誘致には高いハードルがあります。医療機関の開設には医師の意向や医療圏の状況、経営の見通しなど様々な要因が影響するため、自治体が単独で医療機関を誘致するのは容易ではありません。

それでも町が子育て世帯にとって住みたい、住み続けたいと思っていただける町を目指している以上、小児科医療の充実は欠かすことはできません。

町といたしましても関係機関との連携を図りながら、誘致や既存医療機関での小児科開設の可能性について、引き続き検討と働きかけを行っていききたいと思えます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） いろいろ町長考えていただいて、実績にしていただければありがたいことです。

それでは、昨年令和6年度の福祉医療費の助成件数を教えてください。本町で1年間に乳幼児・児童への助成件数と1日当たり何件の入院、通院がありま

すか。そして、その中で小児科医院を受診された件数というのは、どれぐらいか、おおよそで結構ですので、分かる範囲で教えてください。

○議長（辻井 成人） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 福祉医療費の助成件数幾つかということでしたので、昨年令和6年度に15歳までの子どもへの福祉医療で助成した件数につきましては、1年間全体で4万6,270件でございます。

また、乳幼児、入院と通院がどれくらいということでしたけれども、こちらにつきましては、集計のほうが難しいので、こちらでは把握してございません。

また、小児科ということでしたけれども、こちらにつきましても、小児科という部分での把握というのが困難でございますので、こちらではちょっと認識してございません。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） ありがとうございます。4万6,000という相当の受診数があるということを聞かせていただきました。

保護者さんの方が言われるように、急病の場合に他市町まで行かなければならず、小児科がないと不安であると、町内にもいろいろ医院、病院はありますが、どうしても子どもの病気ということになりますと、専門医である小児科が必要です。

以前、令和元年の3月議会において、中井議員が「明和町に小児科医院誘致に向けての努力を」という一般質問をされました。当時の町長は「県内に小児科医院が少なく、地区医師会や三重大学などに働きかけながら進めていきたい」との回答でした。

あれから数年たちましたが、小児科医院誘致に向けた具体的な方策はどのように検討されているのでしょうか。

例えば、私がインターネットで少し調べましたところ、自治体のホームページに小児科医院誘致に向けてのインターネット広告を出している自治体があり

ました。そのような方法というのはいかがですか。

また、既存の医療機関への小児科開設支援であるとかの多角的なアプローチが必要であると考えます。

下村町長は、子育て世代に優しいまちづくりを表明されております。それには安心して子どもを産み育てる環境整備のため、小児科誘致が必要であります。小児科の誘致は、多くの自治体が抱える困難な問題であるとは思いますが、あらゆる方法、手段を検討し、誘致に向けた取組を進めていただきたいと思います。

町長、積極なご答弁をお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 小児科誘致につきましては、平成31年3月議会において、当町に小児科を誘致するには多くの課題があることを申し上げ、その上で、地区医師会や三重県、三重大学などに働きかけながら進めていきたいとの考えを示しました。

以来、三重大学大学院の医学系研究科を訪問し、小児科の平山教授に明和町の現状を説明し、協力をお願いしてまいりました。教授からは、小児科医の不足という厳しい現状があるというお話でしたが、可能な限り、助言や協力をさせていただける旨の回答は得ております。

また、令和元年8月に、済生会明和病院の小児科に発達外来が開設され、多気郡地域児童発達センターいろ葉と連携し、発達障害児の早期発見・早期療育支援にご尽力をいただいております。心から感謝を申し上げたいと思っています。

一方で、その後なんですが、数年の間、新型コロナウイルスの感染症の拡大であるとか、人口減少に伴う少子高齢化など、医療を取り巻く環境は大きく変化してきました。少子化の影響により、近隣市でも小児科医が閉院するという事例が見られるなど、地域の小児科医療をめぐる状況は一層厳しさを増していると認識しています。

こうした中で、令和6年1月に、済生会明和病院の院長先生や、それから三重大学の医学生の方と共に、地域医療の課題に関する意見交換を行いました。また、さらに同年5月には、私自身が済生会明和病院を訪問させていただいて、院長先生に対して、小児科を含む地域医療体制の強化について、直接お願いをしてまいりました。

小児科医療の確保は、子育て世代にとって安心につながる重要な課題であります。しかし、全国的に小児科医が不足しており、そういうふうな厳しい現実もあり、直ちに実現するというか、実現できるものではありません。

それでも町といたしましては、他の自治体の取組や多様な手法を参考にしながら、地区医師会や三重県など関係機関と協議を重ねて、小児科医院の誘致について、可能性を探りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 先ほど答弁の中で、済生会明和病院に発達外来があるということをお聞きしました。明和町に小児科医院を設けて、子どもたちのために診察をしたいと、治療をしたいという方がいていただければ、それはもう一番いいことなのですから、どうしても助成となると予算も結構伴うかと思えます。既存の医療機関への小児科開設支援などはいかがでしょうか。

これは先ほどちょっと言われました明和町済生会のことを私は指すんですけれども、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 先ほどの答弁と一部重なりますが、済生会明和病院には、既に小児科の発達外来が開設されています。このため同病院にはぜひ一般の小児科外来も開設していただけないかという要望は、院長に対してお伝えさせていただいているところです。

こうした働きかけの成果の一つとして、今年度から町が実施します1歳半健診及び3歳児健診において、同病院の医師にご協力いただけることになりました。

た。また、かかりつけの方に限られますが、予防接種についても対応いただけることになっています。これらは地域の子育て環境の整備に向け、確かな前進であるというふうに、このことを受け止めているところでございます。

今後も、同病院の意向を丁寧に向いながら、小児科一般外来の開設に向けた支援を含めて、引き続き取組を進めてまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 町長から答弁いただいた済生会明和病院という名前が出ましたが、実現できればうれしいことです。

小児科開設や小児科医院の誘致ができれば、町長が言われている子育て世代に優しい町というようなことで、若い世代の方の移住も期待できますし、現に遠方の小児科医院に通っておられる保護者さん、こういった方々にも助かりますので、ぜひ早めの小児科開設や誘致が実現することを再度お願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

子育て世代にとって、児童クラブは安心して働き続けるための重要な基盤です。令和8年4月開校の明和北小学校において、保護者の方のニーズに対応できる施設が併設されるとのことですが、通年ではなく長期休暇だけの利用にも対応できることも大切だと私は思います。特に、夏休みなどの長期休暇期間中に児童クラブが利用できないと、保護者が仕事を休まざるを得なくなり、家庭の収入に深刻な影響を及ぼしています。共働き家庭やひとり親世帯においては、就労継続の面で不安定となる可能性があるためです。

児童クラブの昼食対応についても触れたいと思います。

現在、明和町の児童クラブでは、保護者がお弁当を持参させる形が原則となっています。しかしながら、他の市町では民間業者や給食委託により、保護者が事前に弁当を注文できる仕組みが導入されており、多くの家庭から利便性が高いと好評を得ています。

一方、明和町の児童クラブでは、弁当注文サービスの提供がなく、親の負担

が大きい家庭も少なくありません。特に、学校給食が通常提供されている日常とは異なり、長期休暇中は親の負担が一層増す状況です。

そこで、お聞きいたします。新小学校併設の児童クラブでは、保護者のニーズに合ったものにしていただけるとのことですが、夏休みなどの長期休暇期間において、希望者があれば臨時的に受け入れるなど、就労家庭への配慮策を講じる考えはありますか。また、昼食対応の負担軽減として、弁当注文サービスの導入を検討いただけますか。既存の児童クラブにおいても同様にしていただけますか。

町内の子育て支援と保護者の方々の就労環境の両立支援という観点から、現場の課題を共有し、よりよい制度設計をお願いいたします。答弁をお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西村 正樹） ご質問の児童クラブの長期休暇対応及び給食対応についてお答えさせていただきます。

まず、長期休暇における受入れについてです。

現状は、長期休暇の年次受入れを実施しております。斎宮・上御糸の両クラブは、現在、定員超過であります。そのほかの3施設での受入れが可能な状況となっております。就労家庭・ひとり親世帯の実情を踏まえ、夏休み等の長期休暇期間中に希望がある場合は、引き続き臨時的な受入れを行うことを基本とし、受入れ枠の確保に努めてまいります。

令和8年4月に開校する明和北小学校に併設する児童クラブにつきましても、保護者ニーズに即した運営を重視し、通年利用に限らず、長期休暇のみの利用にも対応できるよう引き続き運営条件の調整を進めてまいります。

希望者の受入れが円滑に行えるよう、委託先の放課後児童クラブへ人員配置、開所時間の設定について必要な体制整備を検討するよう調整を図ってまいります。

次に、昼食対応、いわゆるお弁当の負担軽減についてでございます。

現委託事業者からは、昨年度、他県での冷凍弁当の提供実績を踏まえ、学童向け提供を計画したものの、現場に食品衛生責任者が配置できない場合は提供不可とする社内規定により、実現に至らなかったということの報告を受けております。

町といたしましては、令和7年度に予定しております放課後児童クラブ業務委託のプロポーザルにおいて、長期休暇の受入れ拡充及び弁当提供の実施可能性について、提供の確認を行う予定でございます。特に、保護者が事前に注文できる仕組み、提供日、提供数の柔軟性、衛生管理体制、アレルギー対応などについても確認していきたいと考えております。

引き続き保護者負担の軽減が図れるよう検討し、保護者の就労継続が中断されない環境の構築に努めてまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 答弁していただいた中で、斎宮と上御糸はもういっばいで受入れができないという答弁いただきました。夏休みだと、その保護者さん、おじいちゃん、おばあちゃんがおみえになるので、おじいちゃん、おばあちゃんが見ていただければと思うんですが、大変なことだと思います。

今年の7月ですが、中日新聞に、次のような記事が掲載されていました。「就労家庭の子、孤立浮彫り。長期の学校休み、友達と遊ばず、旅行・キャンプも行かず」というタイトルでした。調査は、今年1月に、放課後NPOアフタースクールがインターネットで実施したものです。

小学生の子どもを持ち、共働きかひとり親家庭で就労している家庭に、長期休みの過ごし方を尋ねたところ、友達と遊んでいない、旅行やキャンプなどの特別な体験をしていない割合は、それぞれ約4割と約8割。「夏に屋内で遊べる場所が少ない」、「安心して預けられる場所が増えてほしい」との意見がありました。

長期休みの居場所は、行政や民間が協力し、子どもが孤立せず、地域で居場

所が得られるような環境をつくる必要があると調査をしたNPO法人の平岩国泰代表理事は指摘されていました。

近隣の松阪市では、長期休み限定の預かり事業を令和5年度に1か所で始め、令和6年度には3か所に拡大して申込みを大幅に上回る児童も受け入れしました。指導員には、元教員や保育士など経験豊富な人材がいるシルバー人材センターに運営を委託し、理科実験や将棋などの活動を展開されているそうです。

開始の背景には、学童保育が定員いっぱいでも長期休みの受け入れができないことや、退所した高学年児童が1人で過ごす状況への問題意識があり、口コミで評判が広がったそうです。

明和町での取組について答弁願います。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西村 正樹） 長期休暇における就労家庭の子どもの孤立を防ぎ、安心して過ごせる居場所を確保することは、重要な取組であると認識しております。

明和町としても単発ではありますが、長期休暇の期間、居場所づくりに取り組んでおり、就労家庭の保護者の皆様が安心でき、子どもが孤立しない地域の居場所づくりを進めております。

具体的には、各コミュニティセンターや小学校の教室を活用し、毎年、大学生が主体となって夏休みの宿題などを教える教室「夏休みチャレンジキッズ」を各地区で2日間開催しております。あわせて地域の方が主体となり行っておりますこども広場やミニバスケットボール、太鼓など、屋内での活動機会も提供しております。

こうした取組は、夏季の猛暑期においても、子どもたちが安心して参加できる居場所の選択肢を広げるものであり、継続・拡充していきたいと考えております。

今後とも就労家庭のニーズを丁寧に把握し、情報提供の充実を図りながら、行政と地域が協力して、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに取り組

んでまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 今回の一般質問は、未来を担っていける子どもたちのことで多数質問をさせていただきました。

長期休暇における就労家庭の子どもの孤立を防ぎ、安心して過ごせる居場所の確保に向けて、引き続き継続・拡充していくとのご答弁をいただきました。

明和町も行政と地域の協力で子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりが一層進むことを期待いたします。明和町の放課後児童クラブ、そして子どもの居場所づくりの取組が、これまでの成果を土台にさらに質・量ともに充実し、子どもたち一人一人が安心して成長できる場となることを心から期待しております。あわせて就労される保護者の皆様が放課後の受皿や見守りの体制に確かな安心感を持ち、仕事と子育てを無理なく両立できるよう、実効性ある施策の推進をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で綿民和子議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。10時まで。

（午前 9時 53分）

（午前 10時 00分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番 田邊 ひとみ 議員

○議長（辻井 成人） 2 番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「社会的養育推進計画に基づく町の対応と子どもの権利を守る仕組みづくり」と「戦後80年『平和の尊さを後世へ』」の2点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

（2 番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○2 番（田邊 ひとみ） どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、質問を行います。

まず、1 点目、社会的養育推進計画に基づく町の対応と子どもの権利を守る仕組みづくりに関して質問を行います。

国は社会的養育の概念を基に、全ての子どもに最善の利益が保障される体制づくり、こちらを進めております。日本共産党もこの立場から里親制度、自立援助、児童養護施設などの充実と地域社会における見守りや支援体制の構築、こちらを訴えております。

児童福祉法の理念に、第1条「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」、2「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」、これに基づき、子どもたちが健やかに成長できるように国や地方自治体が連携して取り組む、これが必要でございます。

先ほど綿民議員が一般質問をされました子ども医療費の無償化につきましても、当然、児童福祉法の理念に沿ったものであり、自治体の責任によって行うものでございます。あわせて国や県、こちらも責任を持って行うべきであるものでございます。このことも、この場所で述べさせていただきたいと思います。

今回の私の質問であります社会的養育についても同様に、自治体の責任で子どもの権利が保障され、家庭養育を基本とし、それが困難な場合は、より家庭的な環境での養育を優先すること、そのための環境づくり、質の高い社会的養育を提供できる支援体制、こちらの充実が求められております。

三重県では令和7年度より、社会的養育推進計画（Ⅰ期）、これがスタートいたしました。家庭養育優先の方針の下で市町村との連携による支援体制の強化、これが進められております。

特に、推進計画の中で、虐待の予防、里親制度の推進、子どもの自立支援の整備が重点だとされております。

社会的養育という言葉自体、私自身も最初、何を意味するのかちゃんと理解ができていない、そういう部分もございました。質問に際して少し勉強したんですけれども、まず最初に、社会的養育とはどういうものか説明をお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 田邊ひとみ議員の質問が終わりました。

これに対して答弁。

町長。

○町長（下村 由美子） 田邊議員から、社会的養育とはどういうものかについてご質問いただきました。

社会的養育とは、社会全体が保護者と共に子どもの養育に責任を持つという考え方に基づき、全ての子どもを対象に支援を行うという広い概念でございます。このうち、保護者がいない、または保護者の下で養育することが適当でない子どもについて、公的責任の下で養育と保護を行い、あわせて養育に大きな困難を抱える家庭を支援する養育を社会的養護と呼んでいます。社会的養護は、大きく分けて施設養護と家庭養護の2つの形態があります。

まず、施設養護でございますが、施設養護とは、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設などの施設で養育する形態のものです。

もう一つの家庭養育は、里親やファミリーホームなど、より家庭的な環境で

養育するものです。

これらは全て子どもの最善の利益を第一に考えること、そして社会全体で子どもを育むことという理念に立脚しております。保護者の下で適切な養育を受けられない子どもであっても、心身ともに健やかに成長する権利が保障されるよう、社会全体で支えていく仕組み、それが社会的養育でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 説明をありがとうございます。

社会的養育、それとあわせて社会的養護、この言葉のほうも解説いただきました。この両方の言葉、今後大切になってきますので、皆さんも知っていただいております。いいことだと思っております。

社会が保護者と共に子どもの養育に責任を持つ。様々な境遇であっても子どもさんの最善の利益を考えて健やかに成長する、その権利の保障、こういうことが大切である。こういうことから、こういう制度があるということであるということがよく分かりました。

それでは、続いて、これらに関しまして、明和町の現状と課題についてお伺いをいたします。

昨今、子どもや子育てを取り巻く状況は、深刻さを増してきております。警察庁の発表によりますと、2024年の18歳未満の虐待通告児童数は12万2,378人、2023年の12万2,806人に対し、僅かに減少したものの2年連続で12万人を超える水準となっております。

児童虐待として実際に摘発をされた件数は2,649件、前年比264件増えております。これも過去最多です。摘発事件によって被害に遭った18歳未満の児童数は2,700人、これも過去最多でございます。虐待により命を落とした児童も過去最悪の状況となっております。

そこで、お尋ねをいたします。

子どもや子育てを取り巻く環境が複雑多様化しております。深刻さが増す状

況をどのように認識をされているのか、明和町の特徴や課題とともにお聞かせをください。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 明和町の児童虐待の現状についてお答えいたします。

新規虐待相談件数は、令和５年度18件、令和６年度34件、令和７年度は７月末時点で８件でございます。

虐待の種別は、最も多いのが心理的虐待で、次いで身体的虐待、ネグレクトの順です。

通告の主な経路は、児童相談所、保育所・こども園、小・中学校等からで、主な虐待者は実父が多い傾向にあります。

年齢区分では、乳幼児、就学前児童が最も多く、次いで小学生です。

要保護児童対策地域協議会として設置しております明和町子ども家庭支援ネットワーク、通称MCネットの各年度末時点の進行管理ケース数は、令和５年度66件、令和６年度75件、令和７年度は７月末現在で83件となっております。

当町の特徴として、未就学児が被害に遭うケースが多い一方、近年は、中学生、高校生からの申告や学校教職員からの通告による把握も増えております。

夫婦げんか、夫婦間DVを子どもが目撃する面前DVも見られ、心理的虐待の増加の一因となっております。

背景といたしましては、共働きにより子育ての時間的余裕が持ちにくい家庭、保護者が精神的な疾病や生きづらさを抱える家庭の増加があり、児童虐待の対応のみでは解決が難しい事案が増えております。そのため、支援の多様化と長期化への対応が課題と考えております。

今後も、児童相談所や保育・教育機関との連携を一層強化し、MCネットを活用した早期発見・継続支援、面前DVを含む心理的虐待への対応力向上、保護者支援の充実に取り組んでまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 数字など具体的な報告、ありがとうございます。

やはりどんどんそういう虐待、その他いろんな問題が起きている。そういうことが分かりました。

特に、答弁でもいただきました面前DV、子どもさんの目の前で夫婦げんかをやったりとか、そういうことは割と私たちもやりがちなんですけれども、そういうことも虐待、そういうものにつながるんだということを知らず知らずやっているケース、保護者が行っているケースというのものもあるんですけれども、それを見ていた子どもさんというのは本当に傷つくんだと、それが最近かなり多くなってきているって。そういうことも私も聞いておりますので、そういう部分ではこういうことをしっかりと課題として捉えていただいて、対応できるような体制つくっていただきたい、このようにも考えております。

続きましては、先ほどの質問にもつながるんですけれども、子どもを取り巻く環境の深刻さから社会的養護や社会的養育の必要性、これがやはり求められています。

そこで、明和町の認識と今後の対応の方針をお伺いしたいと思います。

明和町では、第2期明和町地域福祉計画・地域福祉活動計画において、自治体と地域住民や、関係する機関や、団体との協働による地域全体の福祉の向上における包括的な計画、こちらうたわれておりますけれども、社会的養育も地域福祉計画とは密接な関係があり、子育て支援や児童虐待防止、里親支援や一時保護の後の支援を地域で実施をする、その必要があると考えております。

そこで、お伺いいたします。

三重県が策定した社会的養育推進計画（I期）について、明和町としてどのように受け止め、そして、明和町の子どもの福祉政策や家庭政策にどのように位置づけていくのか、町長のお考えをお示してください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 三重県が今年の3月に策定しました社会的養育推進計

画（Ⅰ期）についてのご質問をいただきました。

この計画は、令和２年３月に策定されました三重県社会的養育推進計画、令和２年から11年度までで、前期として令和２年から令和６年度までを前期としております。この計画を基礎に、令和４年の改正児童福祉法の内容や、ありのままみえっこプランなど、関係計画との整合性を図って取りまとめられたのがこの社会的養育推進計画のⅠ期だというふうに思っています。

明和町といたしましても、この県計画の趣旨を受け止め、町子ども・家庭施策を進める上で重要な指針の一つとして位置づけております。

具体的には、昨年３月に策定いたしました第２期明和町地域福祉計画・地域福祉活動計画と連動し、また、地域全体で子どもを支える体制づくりや、居場所、それから相談機能の充実、切れ目ない支援体制を進めております。

また、今年の３月に策定いたしました第３期明和町子ども・子育て支援事業計画との整合を図り、身近な子育て支援の充実、そして要支援家庭への早期、かつ継続的な支援、それから関係機関との連携強化を推進してまいります。

これらを通して県計画の方向性を町の現場施策に具体化し、社会的養育の推進とともに、必要に応じて社会的養護につながる支援の質と連続性を高めてまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊 ひとみ） ただいま明和町の政策への位置づけ、町の考え方、町長からお伺いをいたしました。

地域全体で子どもを支える体制づくりなど、これからも精力的に進められていくということなんですけれども、では、今後、県が作成した社会的養育推進計画との連携体制の反映という部分で、具体的な施策についてお伺いをいたします。

明和町では、この推進計画に基づきどのように今後進めていかれるのか、具体的なものございましたら教えてください。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 主な取組についてお答えいたします。

三重県をはじめ、近隣の市町と緊密に連携するとともに、民生委員・児童委員を含む各種団体の活動を支援してまいります。あわせて多気郡地域児童発達支援センター（いろ葉）や明和町社会福祉協議会など、関係機関と連携し、地域全体で子どもを見守る体制を一層強化してまいります。

また、総合計画におけます「つながり」をテーマとして、人と人が支えあい尊重しあうまちづくりを進め、地域福祉の推進と社会保障の充実を継続して図っていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 答弁の中で近隣市町、また地元の関係機関との連携、これを進めていかれるという答弁でした。このこと本当大切なことだと思っております。また、情報の共有やアップデートなど、今後もそれに併せて進めていっていただきたいと思います。

続きまして、里親制度についてお伺いします。

里親制度の普及や啓発についてお伺いします。

里親制度については、これまでも近年では綿民議員が質問もされており、また、綿民議員より里親制度についてお話を伺う機会も多く、また、町内の皆さんからも情報をお寄せいただくこともあり、一定の理解をしているつもりでございますが、まだまだ認識不足の点もございますので、現在はどうのような状況なのか、こういう部分お尋ねしたいと思います。

まず、里親制度とはどのような制度なのか、これを教えていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 里親制度につきましてお答えいたします。

里親制度は、様々な事情で家族と離れて暮らす子どもを家庭に迎え入れ、温

かい愛情と正しい理解をもって養育する制度で、児童福祉法に基づき、希望される方に子どもの養育をお願いするものでございます。

里親の種類には、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4種類がございます。

里親になるためには、都道府県知事が指定します研修の受講や家庭環境の調査等が必要ですが、特別な資格は求められません。あわせて里親には、里親手当のほか、生活費、教育費、医療費などの支援があります。

明和町の登録状況でございますが、現在、登録は2世帯でございます。そのうち1世帯で受託をしていただいております状況でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） いろいろと里親制度について説明していただきました。

そういう中で明和町では登録されている方が2世帯、実際、里親として頑張っておられる方も、おうちもあるということ、説明受けました。

私も里親制度を調べたときに、もう私も年齢が年齢なんですけれども、そういう部分でもう自分が年を取っているからやれないのかなと思っていたら、年齢制限はないということも分かりましたので、こういうことも住民の皆さん、里親制度を希望される方、そういうこともやっぱり知っていただきたいかなと、そういう思いも私は持っております。

では、続きまして、町内における里親制度の理解促進、また登録促進に向けた取組など、現状はどのような状況なのか。また、あわせて県やNPO団体との連携など、今後の計画、学校や地域と連携をした説明会や広報活動、こういうのはあるのかどうか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 里親制度の理解促進・登録促進に関する本町の取組についてお答えいたします。

まず、取組の経緯です。

平成28年4月、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町の3市5町で里親制度の普及啓発に関する協定を締結し、地域一体で普及に取り組んでおります。

具体的な実施状況といたしましては、昨年10月6日に玉城町の保健福祉会館で開催されました里親シンポジウムを三重県と共催し、実施団体の三重県子どもNPOサポートセンターの下、里親に関心のある方など、計270名の参加がありました。

明和町といたしましても、里親月間に合わせた町ホームページでの周知、窓口でのパンフレットの設置、過去にはMCネット講演会時に里親説明会の実施など、周知啓発を継続してまいりました。

今後も、町内外の関係機関と連携を深め、三重県が実施する里親出前講座、里親説明会、児童相談所等との連携の機会を積極的に活用し、正しい理解の促進と登録拡大に努めていきたいと考えます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

今ちょっと答弁の中だと里親月間という、来月10月が里親月間になるんです。ちょっとそういうのを伺ったことがあるので、このこともちょっと述べさせていただきたいと思います。

また、町内でも里親に興味があって、里親になってみたい、このようなご意見を伺うこともございます。明和町では、里親登録を希望する人に対しましてどのような対応を行っているのか、これを伺いたいと思います。

相談や登録手続きに関係する同行支援とか、フォローアップ体制、こういうのは今町内で整っているんでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 里親に関する相談対応とフォローアップ体制についてお答えいたします。

まず、これまでの取組でございます。

平成29年には、明和町子ども家庭支援ネットワークの講演会に併せ、里親支援専門相談員による里親説明会を実施いたしました。

今年度は、先ほど議員のほうご説明ありましたとおり、里親月間が10月ということで、ホームページや明和町LINE等を通じまして制度内容を幅広く周知するとともに、こども課窓口に里親制度のパンフレットを設置しまして、啓発を進めております。

県主催の里親説明会につきましては、平成29年に当町で開催されて以降、年数が経過しております。今後は、三重県に対しまして、当町での開催に向けて様々な機会を通じまして働きかけをしてまいります。

相談体制の流れとしましては、里親登録は児童相談所の所管であるため、明和町のほうに相談があった場合は、内容を整理させていただき、速やかに児童相談所へ取り次ぎ、継続的な情報共有を行います。必要に応じまして、MCネット等の関係機関とも連携し、フォローアップにつなげてまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ぜひとも多くの皆さんにこの里親制度を知っていただいて、そして、希望される方にはそのフォローアップをしていただく、そういう体制、しっかりと取っていただきたいと思います。

まずは、その周知に関しまして、今も答弁でホームページやLINE、そういう部分で周知をされていくということなんですけれども、そういうのはやっぱり特に来月とかでしたら、町民の皆さんがすごく見やすい形での周知というのを、ぱっと見たら分かるような、そういうような周知の仕方というか、そういうのもちょっと工夫をしていただけたらなと、そういう思いもしております。

次の質問に入りたいと思います。

初めにも申し上げましたけれども、子どもへの虐待が深刻な状況となっている状況の下、虐待リスクの予防と初期対応の体制についてお伺いをいたします。

虐待の兆候を早期に把握し、適切な支援につなげることは、子どもの権利を保障するためにも重要なことでございます。こども園や学校、民生委員など、地域との連携は現在どのように行われているのでしょうか。体制づくりはできているのでしょうか。あわせて、その連携によって早期発見や初期対応へとつながることがちゃんとできているのかどうか。こちらを答弁願います。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 日頃から地域及び関係機関と連携いたしまして、虐待の早期発見に努めることが重要と考えております。

今年4月には、こども課内に設置しましたこども家庭センターにおいて、児童虐待や子ども・家庭に関する相談対応を行っております。相談員が定期的に保育所・こども園、小・中学校を巡回し、密な連携の下、要保護児童等の早期発見や現状把握に努めております。支援が必要なケースは、児童相談所をはじめ関係機関と支援方法を検討し、必要な支援を実施します。改善が見られない場合には、児童相談所の判断によりまして、一時保護等の措置が取られることもあります。

あわせて、年1回、教職員、保育士、民生委員等を対象に、児童虐待への理解を深め、子どもや保護者のサインを見逃さないための研修を実施し、対応力の向上を図っております。

さらに、明和町社会福祉協議会に対し、支援対象児童等見守り強化事業補助を行い、お弁当配付時に見守りを通じて子どもや家庭の状況把握に努め、異変があれば速やかに連絡をいただく体制を整えております。

これらの取組を通じ、早期発見・早期支援の実効性を高め、子どもの安全確保と健やかな成長につなげてまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

いろいろな連携を取られているという答弁でございました。

そういう中で社協さんが行われておりますお弁当の配付、その中でも見守りという部分、私も気になって決算とかそういうのも見させてもらった。そういう部分のお金、金額とか人数とかも見たんですけれども、やっぱり先ほどの綿民議員の質問でもありましたけれども、自分も女性、母親の立場で台所仕事、ご飯を作ったりとかする立場からいっても、やっぱり食事の準備ってかなり負担になる。それを働きながらやっていたら、そういう部分はすごく感じております。そういう中で保護者さん、これから多忙になる中で、そういう部分の支援というのは私もとても大事だと思っております。

まずは、それに併せまして見守りををしていただくということは、保護者さんも、子どもさんの気持ちにも寄り添える、そういう事業であると思いますので、これからも続けていっていただきたいと考えております。

では、続きまして、次の質問として、児童相談所との連携や緊急マニュアルの整備状況、こちらについてちょっと答弁を願います。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 児童相談所との連携体制についてお答えいたします。

年度ごとに代表者会議を年1回、地区別の定例実務者会議を年1回開催し、個別ケース検討会議は随時実施しております。あわせて年3回のケース進行管理会議において、現状の共有と関係機関による支援方法の検討を行っております。

緊急対応につきましては、明和町子ども家庭相談担当者マニュアルを整備しており、虐待事案は全て緊急事案として取り扱います。当該マニュアルは適宜改訂し、内容の見直し・アップデートを継続してまいります。

○議長（辻井 成人） 田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 緊急対応のマニュアルが作成されて、随時というか、アップグレードもされていくということで、少し安心をいたしました。ぜひともこれからも精力的にやっていただきたいと思います。

続きまして、次の質問にいきます。

自立支援・アフターケアに関して伺いたいします。

町長の最初の説明にもあったんですけれども、社会的養育と似た言葉で社会的養護、こういう言葉がございます。社会的養護とは、保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこととされている、養護されている子どもの立場、こちらを示すものだと考えております。社会的養育とか、そのような子どもを育てる手段や仕組みのことである、このような説明もございます。

社会的養護を受けた若者が、養育先である家庭や施設を退所し、自立をしたその後も安心して暮らせる仕組み、これが必要だと考えられております。自立支援や生活相談、住宅の支援などの仕組みを明和町として検討し、整備を進める考えはあるのでしょうか。今後の考えをお示してください。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 自立支援・アフターケアにつきましてお答えいたします。

三重県の三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）では、社会的養護を巣立つ子ども・若者の実態把握、自立支援の提供体制の検討、リービングケア、アフターケアの整備等を進める方針が示されております。

明和町といたしましても、この方針を重く受け止め、県の動向を注視しつつ、町の施策に具体化していきたいと考えております。

具体的には、児童相談所、福祉総合支援課をはじめ、庁内関係課と連携し、里親等の社会的養護を経験した若者への自立前後の切れ目のない支援、相談先の明確化、必要な支援メニューの連携強化について、町としてできる取組を検討していきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 養護を受けた子どもさんに限ったことではないんです

けれども、ある程度、成人をされた方が社会的に孤立をされたり、生活に困窮されるといふケースが、今、本当、社会的に増えております。そういう部分も含めまして明和町としてそういう自立支援ができるような体制、取っていただきたいと、このように考えております。

続きまして、次の質問にいきます。

国の方向性と整合する明和町の責任についてお伺いします。

国の方針では、施設の小規模化、ファミリーホーム（里親型グループホーム）の推奨であったり、里親委託の推進、相談体制の強化などが示されております。このような国の政策と整合させる形での明和町の子ども・家庭支援のまちづくり、みんながつながって明るく暮らせる和の町めいわ、これを具体化するためにはどのように行っていくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 明和町の子ども・家庭支援のまちづくりと、みんながつながって明るく暮らせる和の町めいわ、具体化する取組についてお答えしたいと思います。

先ほどもあります第2期明和町地域福祉計画・地域福祉活動計画、そして、第3期の明和町子ども・子育て支援事業計画、この2つの計画に基づき、地域福祉の推進と多様な子育て支援を着実に進めております。

また、総合計画にSDGsの考え方を取り入れ、誰一人取り残さないの理念の下、少子高齢化や人口減少を見据えた持続可能なまちづくりを推進しております。

主な取組としては、三重県や近隣市町との連携を一層強化するとともに、民生委員・児童委員の皆様をはじめ、各種団体の活動を支援して、そして、あわせて多気郡地域児童発達支援センター（いろ葉）や明和町の社会福祉協議会と連携をしながら、地域全体で子どもを見守る体制を強化していきたい。また、しているところでございます。

加えて、総合計画のテーマであります「つながり」、人と人とが支えあい尊

重するまちづくりを進め、その中で、自立支援や、アフターケアの内容や、方法を検討し、今後も、相談・支援・見守り、こういった連続する切れ目のない支援体制の構築に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 切れ目のない支援を行っていく、本当大切なことだと思います。人が生きていく上で、今、本当多様な生き方をされる。それを尊重していくって、そういう社会になってまいりました。そういう中で、やはり社会的な孤立、これが起こらないようにするためにも、やはり地域と地域住民も一緒になって力を合わせてやっていく必要も考えておりますので、ぜひともそういう部分で行政側のほうからも声を上げていただいて、みんなが動きやすい体制づくりつくっていただきたいと思いますと考えます。

それでは、次の質問、戦後80年「平和の尊さを後世へ」のほうに移りたいと思います。

今年は戦後80年、被爆80年の節目の年です。日本共産党は結党以来、戦争反対、憲法9条の擁護、核兵器禁止条約の批准などを掲げまして、平和問題に一貫して取り組んでまいりました。

こうした姿勢は、国政の議論にとどまらず、地方自治体における非核平和都市宣言や平和教育、災害時の備えや軍事施設の誘致の是非、国民保護計画の在り方などにも影響を及ぼしております。

毎年、9月議会では、明和町として平和行政にどのように向き合っておられるのか、また、今後の在り方を確認するために、私、質問を行っておりますので、これについてよろしく願いいたします。

まず、平和行政に関する基本的な考えを伺います。

戦後80年という節目に際し、憲法9条や非核三原則についての理念について、どのように捉えられ、行政運営に反映をしておられるのか、お答えを願いたいと思います。

特に、7月に行われた参議院選挙の結果において、毎日新聞が実施したアン

ケート、これを基に当選者125人の政策ごとの賛否、これを分析したところ、日本の核保有・核共有を尋ねる質問では、「核兵器を保有すべきだ」と8人が回答しております。

質問が異なるため単純比較はできませんが、2022年以前の近年の国政選挙の当選者で、「核兵器保有すべきだ」との回答はゼロか1人であったものが、昨年秋の衆院選の当選者では465人のうち、「保有すべきだ」は3人、22年参院選では1人でしたが、現在、衆参合計で2桁の国会議員が核保有を主張する議会構成となっております。

このような報道がある中で、この情勢の下での核兵器保有についての明和町のお考えをお示してください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 議長にお誘いいただいた原水爆禁止国民平和行進が、今年も昨年に引き続き6月13日に明和町からという出発式に参加をさせていただきました。そのときの参加者の皆さんのメッセージだとか歌を通して、核兵器を許さない、世界平和への強い思いを改めて感じさせていただきました。平和大行進を通じ、より多くの方に平和のメッセージが広がったのではないのかなというふうに感じております。

国際社会におきましても、いまだにロシアによるウクライナ侵攻や不安定なパレスチナ周辺での緊迫した情勢が続いており、核兵器の使用が危惧されている状況にあります。

8月の広島・長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典において、石破首相は、核軍縮をめぐる国際社会の分断という現状に直面しつつ、非核三原則を堅持し、核戦争のない世界、核兵器のない世界の実現に向け、我が使命を果たしていくとの挨拶がございました。核兵器廃絶に向けた日本政府の積極的な姿勢を感じるとともに、平和を願う皆様にとっては強いメッセージであったのではないのかなというふうに思っております。

また、大石長崎県知事は、核兵器を突きつけ合って暮らすこの世界が、皆様

が求める世界なのかという問いかけが、世界の指導者に向けて強く発信されておりました。

平和は、ただ願うだけでは実現いたしません。具体的な行動と取組が求められております。私たち一人一人が小さな一歩からでも協力し合い、共に平和を築いていくということが重要であるというふうに考えております。

今年は、広島・長崎への原爆投下、そして終戦から80年という節目の年でございます。核兵器はその破壊力によって人間の尊厳を奪う恐怖を世界に知らしめました。世界で唯一の被爆国民として、これらの悲劇を二度と繰り返さないためにも、町も平成3年9月17日に非核平和の町を宣言したように、核兵器のない世界の実現に向けた取組を継続し、町民の皆様と心を合わせて核兵器廃絶、平和への願いの声を広めていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 町長より答弁をいただきました。

また、6月13日の平和大行進のときにはメッセージも届けていただき、ご協力いただきました。本当にありがとうございます。

そして、町長の答弁にもございましたけれども、今、世界情勢、大変不安な状況となっております。また、石破首相、コメントもされましたけれども、この数日のニュースの中で石破首相の辞任というニュースも流れております。日本の国政がどのように動いていくのか大変懸念をされている中で、私も特に今回この核兵器に関しましては、町長の答弁にもございましたけれども、人類の安全を脅かすものであって、絶対に保有すべきではないと。私もその立場で考えております。人類の平和のためにも核兵器のない世界、これを求めていきたいと考えております。

それでは、次の質問と続いての質問に入ってまいります。

子どもへの平和教育についてお伺いをいたします。

戦後80年、リアルな戦争体験を持つ人が少なくなる中で、戦争に対する思い

が希薄になりがちな傾向が加速しているのではという心配の声が流れております。現在の世界の各地で紛争やジェノサイドなど、非人道的行為が継続しており、報道等で悲惨な状況を知ることができているんですけども、様々な情報があふれ返っている中で正しい情報を受け取り、戦争の悲惨さや平和の尊さを自分のこととしてしっかりと受け止め、学ぶ機会を保障していくことが、いよいよ大切になってきているのではないかと考えております。

そこで、お伺いいたします。

本年の平和学習、どのような取組が行われているのか、答弁をお願いします。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西村 正樹） 平和学習について、戦争体験者が少なくなる中でも子どもたちが戦争の悲惨さや平和の尊さを自らのこととして捉え、次の世代へ語り継ぐ力を育むことを目的に平和学習を実施しております。

小学校におきましては、各学年の発達段階に応じた平和学習を行っております。1年生から3年生では、平和や命の大切さをテーマにした東京大空襲時の動物園を題材とした絵本「かわいそうなぞう」などの絵本や紙芝居などの読み聞かせを行い、身近な生活の中で、けんかをしない、助け合うことの大切さを考える学習を行っております。

4年生から6年生では、社会科や道徳の授業での戦争の歴史や憲法の理念、人権の尊重について学び、沖縄戦や広島・長崎の原爆被害に関する資料や映像を視聴した上で、感想や意見を交流いたします。国語の授業では、平和に関する詩や文学作品を読み取り、自分の考えをまとめた作文などに取り組んでおります。

中学校におきましては、本年7月10日に、イスラエル出身の平和の語り部であるダニー・ネフセタイさんをお招きし、平和学習を行いました。講話ではパレスチナでの戦争が続く背景や理由、入隊時の様子や心境、そして、平和を維持するために私たち一人一人ができることなど語っていただきました。

特に、未来の子どもたちが平和に暮らせるよう、平和を守っていく責任がみ

んなにあるという強いメッセージは、生徒たちの心に深く響き、戦争を遠い世界の出来事ではなく、自らの課題として考える貴重な機会となりました。

今後も、本町では、多様な視点から学ぶ平和教育を通じて、子どもたちが正しい情報を受け取り、平和の大切さを主体的に考え、行動できる取組を進めてまいります。

○議長（辻井 成人） 田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 積極的に平和教育に取り組まれているという答弁をいただきました。今後も継続をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問として、平和への町民意識を高めるための施策について伺いをいたします。

町内における平和の尊さを再認識するための展示や講演会などの啓発活動の取組は、現在どのような状況なんでしょうか。戦争遺跡の保存や継承の取組、これはちょっと県のほうもそういう取組始まっているんですかね。そういう話も聞いております。

また、去年は伊勢市の平和の花火などの取組、これを一般質問のときに紹介させていただいたんですけれども、明和町として何か新しい取組を行う計画などあるんでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 町では、本年度も8月1日から15日まで中央公民館で原爆展を開催いたしまして、原爆の悲惨さなどを訴えてまいりました。原爆展はパネル展示に加えまして、三重県が戦後80年の事業として製作いたしました児童生徒向けの平和啓発動画「戦争体験者インタビュー」を視聴いただけるよう開催しております。開催に当たっては、広報めいわやLINEやXなどのSNSで周知をさせていただいております。

来場いただいた皆様のご意見といたしまして、核廃絶を一日も早くとか、核兵器の永久的な破壊の恐ろしさを痛感しますなどの貴重な意見をいただいたところであり、改めて平和について考える機会になったものと考えております。

また、平成28年から加盟している日本非核宣言自治体協議会の被爆80年事業である戦争の記憶特設ホームページにおきまして、斎宮の北野にある陸軍第七通信連隊一二八部隊 防空壕を紹介いたしました。この取組は、日本非核宣言自治体協議会主導の下、無償で実施させていただいております。

このように町内外の団体とも必要に応じて連携いたしまして、実施可能な取組を最大限に活用し、実効性の高い啓発に結びつけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

今年は戦争体験者インタビュー等も行われたということで、今後もいろんな取組、近隣自治体とか全国でもいろんな取組行われていると思いますので、そういう部分を参考にさせていただいて、どんどん取り入れていっていただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。

近年、中学生の職場体験学習の場として自衛隊が選ばれるケースがあると伺っております。自衛隊は、災害対応などにおいて大きな役割を果たしている、このことは十分承知をしており、支援活動に従事される自衛隊の皆さんをはじめ、関係機関の方々のご尽力には、心からの敬意を表します。

ですが、その一方で、憲法上の位置づけや武力組織としての性質も持つ組織という観点から、教育現場との関係性については慎重な配慮が求められるのではないかと、このようにも考えております。特に義務教育段階の子どもたちにとって、自衛隊での体験が一方的な価値観への形成につながることへの懸念が言われております。核兵器保有の話と同様に、現在の社会情勢の中で軍事的価値観、こちらの是非も大きく議論されております。

そこで、お伺いします。

職場体験学習に自衛隊を含めることについて、どのように状況を把握して、

評価をされているのか。教育の中立性や子どもの発達段階への配慮の観点からの対応はどのように考えているのか。他の公共的職場、消防であったり、福祉施設であったり、農業体験などとのバランスをどのように捉えていらっしゃるのか、答弁をお願いします。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西村 正樹） 1点目の中学生の職場体験学習に自衛隊を含めることについての現状把握と評価についてお答えいたします。

本学習は、令和6年度からふるさと体験学習へと変更し、地域に伝わる文化・歴史・自然・産業に触れることで、ふるさとへの愛着を育み、明和を愛し、そのよさを語る生徒の育成を目的として実施しております。

昨年度は、自衛隊での体験学習に7名が参加いたしました。これは明和町の災害対策の一環として、防災に関する知識や技術を学ぶ機会を設け、生徒の防災意識を高めるとともに、地域の方々を守るという自覚の醸成につながりました。これによりふるさと明和への思いを一層深める学習となったと考えております。

2点目の教育の中立性や子どもの発達段階への配慮についてですが、今回の自衛隊での体験活動は、あくまで地域を守るための災害対策を学ぶものであり、教育の立場からも大切にしていきたい取組であると考えております。

議員ご指摘の憲法上の位置づけや武力組織としての性質を踏まえた慎重な配慮の必要性については、体験の目的や内容によって判断すべきものであると認識しております。

3点目の公的職場とのバランスについてですが、各体験活動の教育的目的に応じて、消防、福祉施設、農業体験をはじめ、地域の伝統・文化・歴史・自然、さらには、地域活性化や福祉に関わる分野を計画的に組み合わせ、偏りのないよう選択をしております。

具体的には、安全・防災意識の醸成を目的とする場合は、消防や自衛隊、福祉や共生社会への理解を深める場合は、福祉施設、地域産業や自然との関わり

を学ぶ場合は、農業体験を配置するなど、学習テーマに即して多様な職業・分野に携われるようにバランスを確保しております。こうした体験を通じて、子どもたちがふるさと明和の魅力を学び、そのよさを自ら語れる力を育成してまいります。

学校現場においてもふるさと体験活動が有意義な学びの場となり、様々な活動を通じて、生徒が自ら将来を考えるきっかけとなるよう引き続き取り組んでまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 答弁によりますと、明和町ではふるさと体験学習ということで、明和町に対してのいろんな思いを育んでいく、そういう中での職業体験という部分の教育であるということを答弁いただきました。

その中で自衛隊体験におきましても、災害対応、これを学習するということ、重きを置いておられるということで、そういう部分では、私も、子どもさんたちがそういう思いで参加をされるということに関しましては、その子どもたちのそういう学習の権利であったり、将来どういう職業に就くかの、そういう権利というのは保障されなければいけないと思っておりますので、そういう部分では子どもたちのその自由、権利、そういうものの行使は尊重されるべきだと思っております。

また、その災害対応、せんだってでも静岡県のほうで大変な自然災害起こっております。そういう部分の中でこれからの若い人たちがそういう力を持っていくということは大変必要だと思いますので、そういう部分に特化した学習は進めていていただきたいと思います。

ですけれども、やっぱり職業を体験するということは、将来的な進路を選ぶ上での価値観、これをつくっていく、そういうものであるとも考えておりますので、やはりいろんな部分で慎重であるべきだと考えております。

先ほども述べましたけれども、世界情勢の不安定さから軍備の増強が叫ばれ

たり、戦争を肯定する意思や意見とか、核武装の意見等も増えている。そういう中で、成長過程の子どもさんがそれをどう受け止めていくかということは、大人の私たちがしっかりと考えていくべきではないかと考えておりますので、これからも子どもたちには命の大切さや平和の価値を学ぶ機会こそが必要であると考えておりますので、平和と民主主義の立場での教育を進めていただきたいと、このように考えております。

続きまして、次の質問に入ります。

国際平和デー、核兵器の全面廃絶のための国際デー、こちらの取組についてお伺いをします。

9月21日は、国連が定めた国際平和デーです。また、9月26日は、同じく国連が定めた核兵器の全面廃絶のための国際デーでございます。いずれも国連が定めた重要な記念日であり、世界各地で平和や核兵器廃絶に向けた取組が行われております。

近隣自治体では、平和をテーマとしたイベントが行われており、お隣の伊勢市では、10年前に戦後70年を機会に国際平和デーの取組として、お寺や教会で正午に一斉に鐘をつくイベントが行われていると聞きました。

そこで、お伺いいたします。

明和町では、国際平和デーや核兵器全面廃止のための国際デーについて、どのような認識を持たれているのでしょうか。また、これらについて何らかの取組を行ったことはあるのでしょうか。これについて答弁を願います。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 国際平和デー及び核兵器の全面廃絶のための国際デーの取組についてのご質問いただきました。

本町におきましても、国際平和デー並びに核兵器の全面廃絶のための国際デーは、恒久平和の実現と核兵器のない世界を目指す理念を再認識するため、大変意義のある日だというふうに認識しております。

取組の実績につきましては、これまで両日に特化したイベントの実施は行っ

ておりませんが、一方で、先ほど答弁の中でご紹介させていただきました原爆展等の取組は、非核平和の町宣言の理念の下、継続して行ってまいりました。

町民の皆様一人一人と平和の思いを共有し、平和について考える機会を広げる取組を引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 様々な取組が行われているということは答弁もいただいているんですけれども、この9月21日、9月26日の国際デー、平和デーには特別なことは行われていないというご答弁だったと思います。

そういう中で、この記念日に合わせて町民の皆さんと平和を考える取組とか、それをこの時期に合わせた広報紙による特集であったり、平和のメッセージをSNS上で発信するなど、また、学校教育の中でも学習や交流を行う、こういうこととお考えを持っていらっしゃるのかどうか、こういうこととお伺いしたいと思います。

そして、先ほど答弁にありましたけれども、非核平和宣言を実効あるものとするためにも、この機会、この2つの国際デーはよい機会だと思っておりますので、そのような積極的な取組をしていただきたいと考えますけれども、こちらについて答弁をお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西村 正樹） 国際的な平和の記念日における町民と平和を考える取組について、明和町は非核平和の町を掲げ、核兵器のない世界の実現に向けた取組を進めております。

令和6年には、平和首長会議が主導し、国際平和デーに合わせ、各加盟自治体が平和に関するメッセージを発信するSNS投稿の取組が展開されました。こうした広域的な情報発信の意義を踏まえ、本町におきましても9月の国際平和デーに合わせた平和のメッセージの取組について、町としても検討したいと考えております。

広報紙やSNSを通じ、町民の皆様に平和の重要性を再確認していただくよ

い機会であると考えております。これにより町全体で平和の意識を高めることができるよう、今後の広報活動において、特集記事や啓発メッセージの発信を計画してまいります。

学校教育における平和学習についてですが、9月21日の国際平和デーや9月26日の核兵器の全面廃絶のための国際デーに合わせた取組は、学校行事などの関係で実施が難しい状況でございます。そのため各学校では、独自に日程を決めて平和学習を実施しております。

今後も、平和学習を実施させ、子どもたちに平和の大切さを伝える教育をしっかりと進めてまいります。明和町が平和の発信地としてふさわしい存在となるよう、町民の皆様と共に努力を続けていく所存でございます。

○議長（辻井 成人） 田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ぜひとも発信していただきたいと思います。特にSNSは若い世代の人とか目にする機会多いことですので、次の世代継承につながっていくのではないかと、このように考えておりますので、ぜひともやっていただきたいと思います。また、学校での平和教育も継続してほしいと思います。

それでは、次の質問です。

平和予算についてお伺いします。

平和を推進する上で積極的な取組を行う予算を計上する自治体が多くございます。自治体のイベントであったり、平和推進運動を行う団体への支援であったり、いろいろな事業を行うための予算でございますが、戦後80年という節目の年を迎えるに当たり、平和予算の充実を求めたいと考えます。

広島市や長崎市など戦争被害が象徴的な存在の自治体では、独自の理念と政策において、平和行政、こちらを推進されておりますが、それ以外の自治体では、平和を願う理念に賛同し、これを政策として具体化しようとするのが難しいという部分があると言われております。

平和を願うという理念を具体化させることは、抽象的な部分もあり、かなり

困難なことであるという意見もございますけれども、平和を希求すること、これはこれからの人類にとって大きな課題として取り組むべきであり、次の世代へと継承していくことを止めてはならない課題だと考えております。

平和予算の充実について、明和町のお考えをお示してください。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 今年で戦後80年を迎えた今も、平和を願う思いは人類共通の願いでございます。

平和予算について、独自の予算確保についてのご質問いただきました。

昨年も同じ回答をさせていただいたかと思いますが、町といたしましては、現在の既存予算を活用しながら取組を進めている中で、財政状況や外部補助金の活用等の可能性を見極めながら、段階的な検討を行っていきたいというふうに考えております。

また、地域の皆様とも連携しながら取組を進めていくことにより、今後も平和に対する効果的な活動に結びつけていきたいというふうに考えております。

そのほかにも議員からもありましたけれども、町内においても行政のほか、それぞれの個人・団体が平和に対する取組や活動が行われております。こういった活動がより活発に行われることは、行政だけでなく、地域全体で平和を希求する動きにつながるものでありまして、町としてしても必要に応じ連携しながら、今後も様々な形で平和で安全に暮らせるまちづくりに向けて取組を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ぜひとも、予算という形で組んでいただきますと、また具体的なこともやっていけるとお思いますので、続けて私も求めていきたいと考えております。

私にとって平和に関する質問は、私たちが次の世代に平和な社会をつないでいくためにとても大切なことだと考えております。

核兵器に関しましては、日本原水爆被害者団体協議会、原水爆禁止日本協議会、原水爆禁止日本国民会議、3つの団体が、被爆80年の今年、初の共同アピールを発表し、核兵器廃絶に向けて国民的運動を呼びかけております。

また、日本被団協のノーベル平和賞の受賞を機といたしまして、これまで自らの体験を語ることを控えていらっしゃった被爆者の方々も、その背中を押されて自身の被爆体験を後世に伝えようと行動を起こし始めていらっしゃいます。高齢になられた方々の平和を訴えるその姿に敬意を持ってしっかりと応え、次の世代へとつなげ、平和の道を切り開くことが、私たちの責務ではないでしょうか。

広島平和祈念式典での平和宣言では、ネバーギブアップ、決して諦めないという言葉を用いて、核兵器廃絶、これを市民社会の総意にしなければならない。述べられました。長崎の平和祈念式典では、日本政府に禁止条約への署名、批准を含めたリーダーシップ、強く促しております。

今年、防衛省が、子ども版「防衛白書」を今年の7月時点で全国約2,400の小学校に計6,100冊配付をしたと、こういう報道がありました。この防衛白書、2021年から子ども版「防衛白書」、毎年、防衛省、作っているんですけども、学校への配付は今年が初めてだということです。

明和町にもお伺いしましたところ、三重県ではまだ配付されていないということなんですけれども、この学校に配付されている防衛白書では、ウクライナはどのようにして攻められたのか、これの解説で、防衛力が足りなかったからだ。弱い者いじめを正当化するかのように、先制攻撃を受けた側に責任があるかのような書き方がされていまして、これは後に市民団体のほうからの抗議というかそういうので、防衛省はロシアの国際法違反の侵略によるものである、このような弁明も行っているんですけども、こういう部分がありまして、憲法9条や平和外交の大切さについて触れられていないなど、武力に依存しない平和構築の観点が抜けている。また、他国を脅威と強調し、偏見や対立意識、子どもたちに植え付けかねない内容であるという問題がある。このような指摘

もあって、全国各地で回収の申入れ、こういうのも行われております。

今後、三重県の配付要請があるかもしれませんが、配付するかどうか各自治体の判断となっておりますので、その際には十分な配慮、検討を行っていただきたいと考えております。

また、今年8月10日、明和町明星の転輪寺、毎年行われております平和の鐘をつく会、私もまた今年も参加してまいりました。参加した子どもたちと一緒に、戦争体験を語り継ぐ戦争体験者、伊勢市の坂本照子さん、これまでも明和町でもいろいろな平和教育に来ていただいておられる坂本照子さんなんですけれども、彼女のお話を聞きながら、戦争のない平和な未来、実現するためにはどうしたらいいのか、一緒に子どもたちと語り合う機会がございました。

その中で、戦争の準備をするのではなくて、平和の準備をすれば、誰一人として戦争で命を奪われることもなく、悲しい思いをしなくてもいいよね。そういうことが話し合えたことは、大きな私の成果であったし、その思いは子どもたちも伝えられたんではないかと思っております。

平和を求める気持ちを諦めない、こういうことを私はこれからも続けていきたいと思います。誰もが安全に平和に尊厳を持って生きていける社会をつくっていきたいと考えております。このことを質問の最後に申し上げまして、本日の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

3 番 北岡 泰 議員

○議長（辻井 成人） 3番通告者は、北岡泰議員であります。

質問項目は、「住民福祉向上のための財政健全化計画はあるのか」「安心安全の町づくりを推進」の2点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

（3 番 北岡 泰議員 登壇）

○3番（北岡 泰） よろしく申し上げます。

議長より登壇のお許しをいただきましたので、早速質問を開始させていただきたいと思っております。

まず、住民福祉向上のための財政健全化計画はあるのかという質問でございます。

埼玉県八潮市で2025年、今年の1月に発生した道路陥没の事故は、地下約10メートルを通るコンクリート製の巨大な下水道管が破損して、道路の路面化の土砂が管内に吸い込まれたことで生じたとされております。下水流量の多さや硫化水素の発生などで作業員が管内に入れず、転落したトラック運転手の遺体搬出は、事故発生から3か月以上かかった。国土交通省は、こうした大事故の再発防止に向けて下水道管の調査方法を見直す方針であるというふうに伺っております。

見直しの内容はまだ確定していないものの、下水道関係者は、現行法で義務化されている5年に1回以上の点検周期の短縮や、新技術の導入支援などに期待を寄せております。国土交通省によれば、下水道管の老朽化が今後本格化することもあり、2019年度から30年間の下水道管の維持管理、更新費は、累計38兆円程度に達する見通しだと。また、八潮の陥没事故を機に、こうしたメンテナンス需要が一気に顕在化する可能性が出てきたと、日本経済新聞が報道されております。

また一方、下水道事業がいびつな財政構造に苦しんでいる。料金収入は低く抑えられながら大規模な施設が必要なため、維持費はかさむ。税金による赤字補填は全国で約400億円と、上水道の5倍に上る。10年から20年後には老朽化が本格化し、全てを更新すれば自治体財政が傾きかねない険路にある。下水道事業は、本来、使用料収入で運営経費を賄う独立採算が原則だ。ただ、実態は採算割れが全国の8割と、上水道の6割を上回る。これも日経新聞で報道されております。

町行政は、今回のようなことを想定しながら、この公共下水道事業や農業集

落排水事業を進めてきたのかを伺うとともに、もし、住民福祉向上のための財政健全化計画があればどう判断されてきたのかをお伺いいたしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 北岡議員からまず、住民福祉向上のための財政健全化計画と下水道事業のこれまでの進め方についてのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、全国的に下水道施設の老朽化や財政負担の増大が大きな課題となっており、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、その深刻さを改めて示したものと認識しております。こうした事例や課題が広く認識されるようになったのは近年のことであり、当時から確実に予測できていたわけではございません。

本町におきましても、公共下水道事業や農業集落排水事業を進めてきた平成初期の時期では、国の補助制度や整備方針に基づいて整備を進めることが一般的であり、国の財政支援を前提に事業展開を図ってきたものでございます。

当時の判断は、財政の観点に加え、公共衛生を守る責任や住民の公平な生活基準の確保といった観点を総合的に考慮した結果であり、当時の社会情勢や国の制度を踏まえた選択であったと考えております。

しかしながら、施設の老朽化に伴う将来負担の増大や人口減少による利用者減少といった問題が、全国的に顕在化したのは比較的近年であり、当初からこうした事態を完全に予見することは困難でありました。

もしも仮に、当時このことを予見し、住民福祉向上のための財政計画を備え、長期的な財政シミュレーションを精緻に行うことができたならば、整備規模や期間の設定、手法の選択について、より財政負担の平準化や持続可能性を重視した判断がなされていた可能性は、ゼロでは無かったかな、というふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） 下村町長は、この住民福祉を最優先にとの決意で選挙戦を

行い、選ばれた方でございますし、その意味でも私は応援させていただきました。ぜひ、福祉優先の財政健全化を目指していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

私は、平成10年に町議会議員として当選させていただきましたが、政治的には全くの素人ですので、当時の同期の議員の皆さん方と勉強会を立ち上げました。周辺町村の同じく新人の議員さんと一緒に様々な意見交換会を行いました。御菌村で勉強会を行ったところ、村長さんも参加をいただき、合併の課題なども話し合いをしたところでございます。私の出生地は御菌村なので、財政的に大変優良な御菌村が合併に踏み込む理由を伺ったとき、この公共下水道事業も大きな一因であったと伺った記憶がございます、と思います。

そこで、お伺いをいたします。

財政の健全化を考えながら政策を進める庁内の経営会議はあるのかということをお伺いしたいと思います。

明和町で進めてきた下水道事業に対し、財政破綻の危険性を議員になってから幾度も訴えてまいりました。町行政の皆さん方はこれまで、大丈夫、大丈夫、また、伊勢から来る宮川流域の下水管本管工事が遅れておりましたけれども、これも大丈夫なんだというふうに全て答弁を繰り返していただいております。

今回も公共下水道事業からの転換という名目で、この市町設置型浄化槽整備計画を提案されてまいりましたが、この財政健全化庁内経営会議というものがあれば、今回のような市町設置型浄化槽整備計画というのは策定に至らなかったか、また、策定はしても、これは中断しようというふうな考えになっていったんではないかなというふうに思いますが、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 町には、先ほど議員がおっしゃられました財政健全化庁内経営会議といった固定的な名称の会議はございませんが、財政負担を伴う政策や大規模事業については、町長、副町長、教育長の三役をはじめ、事業担当課及び財政部局が協議を行っております。さらに必要に応じてですが、課長

会において全庁的な課題を共有・調整するなど、状況に応じて意思統一を図ってきているところです。

平成26年には、国から下水道の整備は10年以内に完了できる区域に限定し、それ以外は浄化槽で対応するという方針が、いわゆる10年概成方針が示されました。あわせて公共下水道の維持管理や更新に伴う将来的な財政リスクが全国的に指摘される中、本町においても下水道区域の在り方を見直す必要が生じてまいりました。

その後、残された地域の生活排水処理についての手法を検討した結果、第1に、災害時にライフラインが途絶した場合でも個別に稼働できる分散型であること、それから、第2に、公共下水道や農業集落排水に比べて整備コストを縮減できること、第3に、自治体が責任を持つことで適切な維持管理と公共衛生水準を担保できること、第4に、人口減少により集落が点在する状況においても過剰投資を避けつつ、公平な生活基準を確保できること、こういった4点の観点から総合的に判断して、令和4年度に明和町浄化槽整備基本方針を策定し、市町村設置型浄化槽方式を採用する方針を定めたものです。

この市町村設置型浄化槽の考え方は、下水道区域の縮小に伴う都市計画変更を行う際にも、下水道事業の代替の理由として都市計画審議会などでも説明させていただいており、今まで進めてきたものであります。

そして、浄化槽整備計画の策定を進めてきた中で、今年の6月の全員協議会で報告した浄化槽整備計画につきましては、計画策定を委託しておるところの業務報告にもございますが、北岡議員がご指摘のとおり財政破綻の引き金とならないように、今後さらに財政状況を踏まえながら、必要経費のシミュレーションの見直しや実施手法の検討などを行うなど、町や住民の負担の平準化、もしくは、全体のコスト削減といった見直しを行う必要があるとは考えています。

引き続き関係部局との協議を重ねて、財政健全化と住民福祉の向上のバランスの取れる浄化槽整備計画の作成に努めてまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） 令和4年度に明和町浄化槽整備基本方針を策定し、市町村設置型浄化槽方式を採用する方針を決めて、下水道事業の代替の理由として都市計画審議会などで説明してきており、今まで進めてきた。こういうことは理解をさせていただきますが、財政的な観点から周辺自治体が取り組んでこなかった理由や、下水道事業を導入できなかった市町でも、この財政負担が大き過ぎると判断し、この市町設置型浄化槽方式は導入せず、従来型の個人設置型浄化槽、合併浄化槽整備方式を取っております。

また、何より公共下水道の大淀ルートを諦めた伊勢市が、今回の市町設置型浄化槽方式を導入する気配すらございません。

そこで、考えていくのは、この財政破綻を進行させる可能性がある、この市町設置型の浄化槽整備計画の見直しを私は求めたいと思います。

今回の公共浄化槽整備計画では、30年をかけて整備を行っても浄化槽本体の耐用年数が32年とされております。32年で能力が落ちてしまうので、これをまた30年間かけてまた整備をし直す。この繰り返しが始まってくるんです。永遠に資金繰りを行い、浄化槽本体交換工事をし続けなければならないというふうに設定されております。

今でも財政が苦しいと言われている今、財政破綻を引き込むような市町村設置型浄化槽整備計画案というのは見直さなければならないと思いますが、執行部の見解を伺います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 公共下水道事業につきましては、事業の採算性を考慮し、令和2年に事業計画を見直しまして、事業区域を677.4ヘクタールから275.1ヘクタールに縮小した経緯がございます。

先ほども申し上げましたとおり、今年の6月の定例会の全員協議会で報告しましたのは、令和4年度に策定しました明和町浄化槽整備基本方針に基づき、整備手法を市町村設置型浄化槽事業を基本とするという方針により、浄化槽の

整備計画の策定に着手し、市町村設置型浄化槽事業を導入した場合の経済的な比較など、具体的な数値を用いて示したものでございます。

しかしながら、財政的な観点からの見直しというのは必要であるということ
は認識しております。

一方で、本事業は、水質の浄化という大きな目標もございます。合併処理浄化槽は、公共下水道と同等の汚水処理能力があるということから、現在、みなし浄化槽（単独浄化槽）から合併処理浄化槽への転換をいかにして進めていくかが、今、重要な課題であるのではないのかなというふうに思っております。

今後も、くみ取式や単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を計画的に進め、生活環境の改善と財政健全化の両立を図ってまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） 私が、特に問題であるんだと計画案見とって思うのは、もしこの計画案で進めるとして、公共のものを私有地に設置するというのがまずちょっとおかしいなというふうに僕は思うんです。電力会社の電柱などは、私有地に設置をしたら逆に使用料払ってくれますね。それと同じようにこの公共浄化槽の計画というのは一体どうなんでしょうか。

また、エアーを送り込むブロアという装置がありますが、そのおうちの負担になってまいりますよね。この電気代の精算というのも全くこの計画案には示されておりません。私なら、もしそういう話がございましたら、前の公道に設置してくださいというふうなお話をさせていただきたいというふうに思いますし、私有地にどうしてもと言うのであれば、ちょっとおかしいんじゃないかということで訴えを起こしたいなというふうに考えてしまいます。その場合の強制力というのは、この計画案にあるんでしょうか。

また、いつものことですが、この積算根拠が甘くないのかなというふうに僕は思います。国はここ5年を目標に最低賃金を今の1.5倍、1,000円から1,500円に引き上げるというふうに言っております。人件費が上がれば全ての物価が

上がってきますので、このコストが、今、想定されているものよりも1.5倍跳ね上がってくるということになります。

こういう意味も含めて、この計画案に盛り込まれているのかをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○建設課長兼上下水道課長（西尾 直伸） 現在、この計画には、いわゆる実際のお金で使用したというのは織り込まれていないので、その点を、現在、その価格をしたらどうなるのかというところで、その辺を織り込んでいきたいなと思っております。

基礎的な数字に関しては、国が示した概略的な数字を基に算出しておりますので、それが現在の価格でどういうふうになるのか、人件費の動向もございませうけれども。ちょっと浄化槽などを調べますと、浄化槽単体ではそれほどお値段は上がっていないような状況ですけれども、労務費は確実に上がっております。その辺で差も出てくると思いますので、計画的には、コスト的には上振れ状態になるのかなというふうに予想しておりますので、その辺を反映するためにもっと細かい、いわゆるシミュレーションをしていかなければならないと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

（発言する者あり）

○議長（辻井 成人） 訴えたらそれに対しての答弁どうですか。

上下水道課長。

○建設課長兼上下水道課長（西尾 直伸） 想定でございますけれども、その辺は当然言われた懸念もございますので、法的な見解はどうするのかというのは整備していきたいと思っております。リスク分担というところで、表で分類していかなければならないと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） 今回の計画はよかったなと思うのは、算定をしていただいて、毎年1億から2億の赤字が出るということを算定して出していただいて、30年間それが続くんだということ書いていただいていますので。もし一番初めの公共下水道事業に入るときや農業集落排水事業に入るときに、こういう算定方式がきちんとあったとしたら、もうちょっと財政は楽になっていたのではないかなと私は想像するんですが、そこら辺は今回の計画案、再度しっかりと見直していただくということでよろしくをお願いをしたいと思います。

3点目に、この中で私もいろいろお話を伺いましたが、集中管理型浄化槽（コミュニティ・プラント）を維持している団地が明和町にもございますけれども、これに対する早急な対応をしていただきたいなというふうに思っております。

公共下水道の範囲が変更になったということで、これまで、下水道来ますからお待ちくださいと言って待たせておったところなんです、高齢化の進展も含め、早く各団地の意向調査などの話合いに入らなければならないと思いますが、これまでの取組や課題も含めて執行部のお考えを伺います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 集中管理型の浄化槽設備を維持管理されている自治会さんのほうから、町への帰属のご要望がございます。この件につきましては、既に同様の帰属、受け入れておられる津市さんの例を参考にしながら、検討を進めているところです。

なお、この対応については、現在計画しております市町村設置型浄化槽の整備事業とは別の枠組みで考えておまして、町といたしましても関係する自治会の皆様と意見交換も既に重ねている自治会もございます。今後も、方向性も含めて、自治会と慎重に検討していきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） これまでも私もこの斎宮苑団地の住民の方々から、10年以上前からこの管理組合を設置して、管路の点検などしっかり行っているんだと。

高齢化の進展なども含めて早く対応してほしいと。だけれども、公共下水道来ますからお待ちくださいねということで待たせておりました。様々な課題はありましようが、住民の皆さんが安心していただけるような、早急の対応をよろしく願いをいたします。

次に、生活環境の改善に向けて、みなし（単独）浄化槽というものの、また、くみ取便槽の削減計画の策定を求めてまいりたいというふうに思います。

生活環境の改善を考えますと、資料1を出していただけると有り難いんですけれども、これは計画案で出していただきました数字でございます。単独浄化槽1,753基、また、くみ取便槽583基の削減計画策定というのを早急に考えるべきではないかというふうに思います。

現状の補助金制度に一定期間を含めて上乗せを行い、合併浄化槽への転換促進を行うべきであるというふうに思いますが、これまでの取組や課題を含めまして、執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 明和町は、伊勢市、明和町、それから玉城町と度会町の1市4町で地域循環型社会形成推進地域計画というのを計画をつくっております。これは一般廃棄物や生活排水などの現状と目標を定めているものです。この計画に基づきまして、合併浄化槽の設置補助金を活用した転換促進を進めているところです。

実績を申し上げますと、くみ取、単独浄化槽の人口は、平成29年で6,786人の29.3パーセントでございましたが、令和4年度の実績では5,889人の25.8パーセントとなっています。

最新の計画ですけれども、令和11年度の目標は、人口想定が2万2,520人で、1,993人の8.3パーセントの目標となっております。

一方で、合併処理浄化槽への転換は必ずしも、高齢者とかそういうふうないろんな事情があって順調に進んでいるわけではなく、様々な課題があることは承知しております。

今後は、他の自治体の事例も参考にしながら、転換が進んでいくように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） これまでもこの合併浄化槽への転換促進に対して、撤去費用の補助など上乘せ策を行ってみえたのはよく知っております。しかし、なぜ進まないのかということなんです。

この課題解決のためのアンケート調査や聞き取り調査を行うなど、これまでの対応はどういうふうにしてきたのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○建設課長兼上下水道課長（西尾 直伸） 確かに、言われたとおり転換は進んでいない状況でございます。明和町がこの転換の補助を変えたのが平成24年に変えて、平成25年のときは転換数がかなり多かったんですけども、その後、転換数が大体例年当たり10件を切るぐらいに最近になってきておるところでございます。

この辺に関しては、アンケートの提案もございましたですけども、こういう事業があるということをまた広報等で訴えていきたいと考えておりますので、これまでちょっとすみません、私どういったアピールをしてきたのかというのはちょっと実績を確認しておりませんので、回答としてはこのような回答でさせていただきますと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） 私は、どのぐらいこの転換するのに費用がかかるかなというふうに思いまして、面白いことするなと水道屋さんに言われたんですけども、平成27年には母屋でくみ取便槽から転換をしてもらいました。トイレ改修も含め約90万程度かかりました。それで令和3年には自宅を、これは単独浄化槽からの転換で、私のところは周り全部コンクリ打ってありますので、コンクリ全部割って配管を全部やり直さなきゃいけなかったんで、約30万ほどかかっ

たという経験、記憶をしております。

この期間を定めて何かこの負担軽減策を打ち出すというのも一つの案じゃないかなというふうに思って、環境省さんを調べさせていただきました。これまで環境省は、一番上ですかね、お風呂や台所やトイレ、そういうところからまずを伝って浄化槽を入れて排水するという、そういう部分、全体の部分に関して補助をしましょうということで、一番上で個人が大体10分の6、そして、市町と国が2分の1か、3分の1か負担をするということで推進をしまいいりました。

調べましたら、今年度から面白い事業が始まっております。令和11年までの期間限定でございますが、個人の負担は3分の1で、市町は2分の1、国は2分の1、こういう負担の事業がもう始まっておるんですね。ここら辺、こういう計画案ばかり一生懸命になっていて、こういう国の制度が変わっているというのを分かっていなかったというのは非常に辛いというふうに思いました。

環境省ではこの宅内配管工事なんです。全体を含めてこの何分の1ということですね。明和町はたしか宅内配管は6万円、もうどれだけ距離があっても6万円みたいな感じで設定をされておりますが、これは環境省の方針は全体を含めて負担割合を決めていただいております。

私の経験でさせていただきますと、母屋で補助金が33.2万円、そしてプラス配管で6万円頂きました。39.2万円だったんです。自宅はこの便槽関係で33.2万円と単独浄化槽取り替えるのに9万円、そして配管が6万円で、48.2万円。これは補助頂きましたのは大変助かったんですが、この宅内配管工事については、その距離や工事内容で大きく変わってまいるというのも経験をさせていただきました。

この6万円の根拠というのを一遍示していただきたいなというふうに思いますし、また、転換促進のためにも、この宅内配管工事というのはそれぞれ業者さんに見積りを取りますので、この見積り計算書を根拠に算定していただくことが必要であるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○建設課長兼上下水道課長（西尾 直伸） 資料提供ありがとうございます。

国の方針で令和7年からこの特定既存単独浄化槽というところでガイドラインが出ておりまして、令和2年に策定されて、令和7年に改訂されておる内容だと認識しております。

これの全体枠が、先ほど全体で考えなければいけないという議員のご指摘だったと思うんですけれども、この辺も国会のほうで答弁がありまして、全体の額は国が算定モデルですけれども、5人槽で140万というモデルを考えて設定されたというふうに聞いております。

それでいきますと、先ほど3分の1の個人負担ということになりますと、大体46万円程度となりますので、3分の1程度ですので、市町村の負担、その残りですので、それも47万円程度という形で、先ほどの5人槽で町の補助、先ほど議員ご指摘ありましたけれども、33.2万円と、既存の浄化槽の撤去が9万円、配管が6万円、トータルしますと48万2,000円ということで、現在のこの国の示した制度とほぼ同等の補助を明和町させていただいて、実績を上げておるところでございまして、これは国の場合、時限立法ですので、また時間が過ぎると変わってしまうというのもございますので、明和町としてはこういったところを手厚く補助をしているというところ、先ほど申しましたけれどもアピールすることがちょっと足りていなかったのかなというところもありますので、その点を十分にさせていただきたいなと考えております。

○議長（辻井 成人） 根拠か何か、ええの。

どうぞ。

○建設課長兼上下水道課長（西尾 直伸） すみません。

6万円の根拠ですけれども、当初、設定された平成24年の資料をちょっと確認したんですけれども、ちょっと数字だけがあってその内訳がなかったので、根拠をお示しすることが今できない状態だということでご回答させていただきます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） この負担割合、計算いろいろあると思うんですけども、私の家で130万かかったとして、自己負担が大体80万ぐらいだったんです。だけれども、市町と国が出していただいて、自分の負担が3分の1だったら45万円で工事が完了したということです。ある意味、そういうお得ですよ、この期間にやりませんかというアピールにもなると思うんですよ。

ですから、そこら辺をしっかりと情報発信をしていただきたいというふうに思いますし、あともう一点が、明和町にないのが、単独処理槽を撤去するんじゃないくて、雨水貯留槽等の再利用というにも助成が出るという話も書いてありますので、そこら辺も検討していただいていろいろ、これからどういうふうにしていくのかお答えを出していただきたいなと思います。

また、もう一つ面白いのが、これから高齢者世帯、物すごい増えてくるんです。大体3分の1ぐらいが高齢者の単独世帯になってくるというふうに言われておりますが、浄化槽をきちっと維持管理していただかなあきませんので、そこを高齢者で生活が大変じゃないかということで、少人数高齢世帯に対する維持管理費、この負担軽減事業として個人負担割合2分の1、あと市町が2分の1か3分の2か、また国が3分の1か2分の1かという、そういう交付の部分の事業もつくっていただいておりますので、こういうものも含めてしっかりと。

高齢だからもうやめるんやと、諦めるんやというんじゃないくて、こういう方向もありますのでやりませんかという、ぜひアピールもしていただきたいと思いますし、浄化槽の数はこれだけだというふうに分かっているんですから、積極的に町側から、今どういう状況ですかと、もう後継ぎおりませんかとか。私たちの世代でもう終わっていくんやというんやったら、もうこれはなかなか前へ進まへんと思いますけれども、そこら辺をしっかりと意見を聞いていただきたいなというふうに思います。

これはまた報道なんですが、現在は首都圏を中心に国土交通省は、令和8年

度より、将来空き家になる可能性がある既存住宅などを、子育て世帯向けに活用するモデル事業を進めているというふうに言われております。これは古い基準で建てられた住宅を、最新の水準に近づける耐震補強や外壁、窓の断熱などの工事を適切に評価すると。屋根の雨漏り対策やシロアリ予防など、住宅の寿命を延ばす対策も加味するとのことでした。

このような事業を、うちの国会議員にもお願いをしとるんですけれども、地方自治体にも取り込めるように事業計画を変えていただきまして、しっかりと検討をし、そして、今ある建物をいかによく長く使っていくか。もう私たちの世代で終わるんだと言うんなら、どこかに紹介をしていただいて、リフォームをしてまた子育て世帯のほうに安く貸していただくとか、売っていただくとか。そういう方策もあるというふうに思うんです。

こういう一つの流れが、今、出てきておりますので、そこら辺のまた制度設計もぜひ建設課さんのほうで、上下水道も兼務で大変でございましょうが、ぜひ考えていただけたらなというふうに思って、次の質問に移らせていただきます。

次は、安心安全の町づくりを推進ということで何点かお伺いをしたいと思います。

戦後80年を迎え、学校及び社会教育における平和教育の現状をお伺いしたいと思います。

1945年8月15日、日本は戦争という過ちを二度と繰り返さないと、世界に向けて固く誓いました。さきの大戦で犠牲となられた内外全ての方々に哀悼の意を表し、今なお傷跡に苦しむ皆様方に心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

あの日から80回目となる終戦記念日を迎えた国民の多くが、直接の経験としての戦争を知らず、記憶としての戦争を受け継ぐ時代を生きてまいりました。また、戦後80年は、被爆80年の節目であることも忘れてはなりません。

一方、国内では、核武装を正当化するような声の一部がありますが、核兵器

不拡散条約を批准する日本では、非現実的な議論と言わざるを得ません。

戦争の悲惨さや核兵器の非人道性を直接体験した被爆者や、戦争体験者の高齢化が進んでいますが、数多くの証言は、平和の意味を次世代に伝えることに大きな力を発揮しています。今こそ平和の心、命の尊厳を守り抜く決意、人を信じる力、対話と共生を求める願い、これを社会全体で継承していかなければならないと考えております。

明和町では、戦争や被爆、空襲や戦災などの数々の体験や証言を、どのように平和教育として使われているのかをお伺いをいたします。

また、平和の心を併称する教育を推進し、平和を自分事として考える社会を築くためにも継続した平和教育が必要であると思われます。そこで、具体的に行われている平和教育はどのように行われているのかを、義務教育及び社会教育全般でお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西村 正樹） 学校、それから社会教育において、具体的な平和教育についてお答えさせていただきます。

先ほどの田邊議員への答弁と一部重複するところがございますけれども、申し訳ございませんけれども、よろしくお願いいたします。

小学校につきましては、人権教育の一環として各学年で系統的に平和学習を実施しております。

具体的には、1年生から3年生では、東京大空襲時の動物園を題材とした絵本「かわいそうなぞう」の読み聞かせなど、平和や命の大切さをテーマにした絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、身近な生活の中で、けんかをしない、助け合うことの大切さを考える学習を行っております。

4年生から6年生では、社会科や道徳の授業で戦争の歴史や憲法の理念、人権の尊重について学び、沖縄戦や広島・長崎の原爆被害に関する資料や映像を視聴した上で、感想や意見を交流します。国語の授業では、平和に関する詩や文学作品を読み取り、自分の考えをまとめた作文などに取り組んでおります。

それから、体験者の証言や講話を聞くなどの授業は行ってはおりませんが、夏休みの宿題などで、祖父母が聞いた戦争体験を聞くなどの学習は行わせていただいております。

それで、中学校では、平成27年度から令和元年度までの間、生徒代表を広島へ派遣する平和学習事業を実施しておりました。令和2年度と4年度におきましては、広島の被爆体験者、または被爆体験伝承者を講師として招き、全校で被爆体験講和の授業を受けました。令和5年度は、絵本を用いた人権・平和講演、令和6年度には、元明和中学校の教員の平賀勝也氏を講師に招き、沖縄戦について学びました。

今年度は、イスラエル出身の平和の語り部であるダニー・ネフセタイさんをお招きして、パレスチナで戦争が続く背景や理由、入隊時の様子や心境、そして、平和を維持するために私たち一人一人ができることなどの講話をいただき、平和学習を行ってまいりました。

社会教育では、総務課が行っております中央公民館でパネル展示を毎年夏に、原子爆弾がもたらした悲劇、戦争の悲惨さ、戦争の残した教訓から平和の尊さを伝えることを目的として、原爆展と題し、展示を行いました。原爆展により、大人と子どもたちが共に学ぶ機会を設けております。

今年度は、パネル展示のほかに児童向けの平和啓発動画を視聴できるようにし、生の戦争体験を聞く機会を設けました。展示を見た方からは、「核廃絶を一日も早く」や「核兵器の恐ろしさを痛感」、「このような展示を見て、今の自分に何ができるのか考えさせる」といった感想が寄せられておりました。

しかしながら、戦争や被爆、空襲や戦争などの数々の体験や証言を直接聞くことの平和教育は行っていないのが現状でございます。

これからの次世代へ記憶として戦争を受け継ぐためには、平和講演会や映画上映会などの戦争体験の証言やドキュメンタリー映画の上映などを行うなどをして、戦争の悲惨さを昔話で終わらせず、自分事として考え、見つめ直す機会が必要かと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） 資料2をお願いします。

昨年、私ちょっと委員会で提案をさせていただきましたけれども、広島市が行っている国内の自治体等に対する被爆被害等を疑似体験できるVRゴーグルの貸出し事業というのを、僕、提案させていただきました。申込みが早いとすぐ閉まってしまうんですけれども、ここら辺の活用というのを、申込みをされたのかということも併せて確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西村 正樹） 実は、その紹介があった後、その後なんですけれども、校長会でVRゴーグル貸出し事業の紹介をさせていただきまして、小学校におきましては、授業時間内で全員がこのゴーグルを体験できるようにするにはちょっと時間を要するということが想定されましたので、小学校のほうは活用に至りませんでした。

それから、中学校では、今年度は、現戦争下にあるイスラエルの関係する方を、当事者をお招きして、戦争や人権の観点について直接お話を伺う機会が得られましたので、講和から学習するプログラムを今回優先させていただきました、そのため同時期のVRの活用のほうはちょっと見送らせていただいたという状況でございます。

社会教育におきましては、原爆関連展示としてVR体験を連携させる意義について、これについてはもう認識がしていなかったというところで、その結果、活用できなかったと。原爆の理解を深める有効な機会を十分に位置づけられなかったことについては、ちょっと反省をしているところでございます。

次年度におきましては、導入に至らなかった経緯を踏まえ、計画性と連携を強化して、有効な学習機会の充実を図っていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

目いっぱい時間を使われても12時半までぐらいにはなると思われませんが、北

岡議員があとどれほどかかるのかよく分からないんですけれども、皆さん、どうですか。もう12時半までいく考え方でよろしいですか。いいですか。

(発言する者あり)

○議長（辻井 成人）　そうですか。じゃ、またそのまま質問を続けていただきたいと思います。

北岡議員。

○3番（北岡 泰）　ぜひ、そのゴーグル等の活用を考えていただいて。短期間じゃないと思うんです。貸し出していただいたら何か月間か貸していただけると思いますので、そこら辺の期間も含めて、学校ではなかなか難しいという話であれば、ふるさと会館等で使っていただいて、そこでほんの短期間の原爆展示じゃなくて、やっぱり戦争というのはもう風化しているのが現状でございます。でなかったらこうやって核武装しようなんていう政治家は出てこないと思いますので、そこら辺をやっぱり明和町の中でやっぱりきちんと平和教育を推進していくんだという思いで、ふるさと会館の、今ほとんど誰も見に行かないふるさとのいろんな展示物がございすけれども、その一部をちょっと変えていただいて、そこに戦争の常設展なんかをずっと置いていただくとか、何らかの方法は社会教育として考えられるんじゃないかなというふうに思うんです。

あと、その時期に合わせて、戦争体験を記された書籍の紹介だとか、そういうものも含めて、あの2階の活用もししっかりと考えていただければなというふうに思います。一旦これで。

○議長（辻井 成人）　お諮りします。

質問の途中ですが、昼食のため暫時休憩をしたいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人）　異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

(午前 11時 59分)

(午後 1 時 00分)

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。
北岡議員。

○3番（北岡 泰） では、2点目のいじめ対策における県教委と教育現場の認識格差をどう埋めるのかというお話をさせていただきたいと思います。

最近、中学校でのいじめ問題に関し、保護者の方から相談がありました。教育現場と教育委員会がその対応に今努めていただいておりますが、その中、第三者として同席をさせていただきました。そこで感じたのは、教育現場職員と被害者及び保護者との感覚の大きな差を感じました。

そこで、三重県教育委員会に、私ども公明党の県議会議員を通じて、いじめの常習性がある児童生徒に対して、個別指導やカウンセリングを行うことができるかと、問合せをさせていただきました。

加害児童に対する学校のいじめ対応の返答をいただきましたが、教育委員会と教育現場では、何か認識の差があったような気がしました。明和町いじめ問題基本方針に沿った対応が行われていたのか、教育長のお考えを伺います。

また、岡山県倉敷市ではA I（人工知能）を活用した相談システムの導入が、東京都調布市ではN P O法人あなたのいばしょと連携してチャット相談窓口の開設を、またジチタイワークスに掲載をされておりましたが、こどもの発達科学研究所では1人1台端末を活用したいじめ要望授業、ワークショップができるプログラムというのがあるそうですが、明和町の現状をお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（下村 良次） 明和町いじめ問題基本方針に沿った対応が行われていたのかということで、ご質問をいただきました。

まず、三重県いじめ問題基本方針に示されております、加害児童生徒への対

応としては、一つ、加害児童生徒への丁寧なまずは聞き取り、そして内省を促す教育的指導、また場合によりましては専門職の活用ということで、スクールカウンセラーでありましたりスクールソーシャルワーカーを活用ということが挙げられます。

それから、またこれも場合、ケースによりますけれども、外部機関の連携ということで、警察そしてまた児童相談所との連携が生まれる場合もございます。

そして、学校現場としては、被害者と加害者の接触回避のための別室指導、この考え方等につきましても、明和町の基本方針と全く一致しております。

基本的にこの基本方針の作成に当たっては、三重県版を参考にずっとつくらせてもらってきておりましたので、一致しておるということだけはお伝えさせていただきたく思います。

実際の対応におきましても、学校現場では被害、加害双方の生徒及び保護者から事実関係の確認を重ね、教育委員会には逐次報告が行われ、学校と連携しながら対応を進めてまいりました。

一方で、加害児童生徒への対応の一部に、いじめ防止基本方針の、先ほど申し上げました運用として不十分な点があったことは事実でございます。この点は教育委員会としても真摯に受け止めておりますので、学校と共にこの案件につきましても手順と体制を再確認し、是正していったところでございます。

特に、生徒自身が自らの言葉で謝罪に至ることを大切にするそのことのあまり、先ほども申し上げた内省を促すための教育的指導に時間を要してしまったというところがあります。結果として、当事者双方に心理的負担の時間を長く悩ませてしまった点は、大いに課題としてはあったのかと認識しております。

今後は明和町いじめ防止基本方針に基づき、しっかりと今回の反省を受けて対応していく所存でございます。

基本的に、こうしたいじめ等の対応に関しましては、よく言われる言葉として、たちまちの対応という言葉がよく言われます。ぜひとも早期対応とともに、そのやるタイミングをしっかりと図りながらやっていきたいと考えておると

ころです。

そうしたことも含めて、今議員のほうからご質問いただいた、そのあたりも含めて、明和町としていじめ防止の取組、現状はどんなもんなんだというご質問をいただきました。

本町では、まず、教育指導主事が学校を訪問して、人権教育を通じて生命の尊重と人権意識の育成を図るとともに、児童生徒が自己の有用感でありましたり、充実感を得られる学校生活づくりをまず支援しております。あわせて、指導主事が人と人との関わりを大切にするコミュニケーション能力の育成に力点を置いて、授業づくりの支援もしておるところでございます。

今年度、令和7年度からはもう全校、全校です。1中学校と5つの小学校全てでスリンプルプログラム、これはスリムでシンプルな取組ということなんです。これをスリンプルという造語です。スリンプルプログラムを導入したところがございます。

このプログラムの内容は、互いを認め、尊重する、良好な人間関係づくりに活用できるものでございまして、町内の小中学校において今年度からもう全てで取組を、先ほども申し上げたように始めたところなんです。

スリンプルというぐらいですので、週に1回、10分間、朝の会等々で、イメージしていただくとするなら、ペアやグループで、人との関わり方、楽しみながら、自尊感情やソーシャルスキル、そういうことの関わり方になりますけれども、無理なく育むことで、ストレス反応の軽減、それに努めようという着地点を描いて取組を始めたところなんです。

すなわち、学校不適應の要望でありましたり、改善を図ることができるのではという思いを持って今年から取り組み始めました。これが定着していければ、明和町のいじめ対策も含めていい取組になっていくのではないかなと思っておるところです。

それから、スクールソーシャルワーカー、本町ずっと数年前から置いておりますので、各学校から集まっています生徒指導担当者会議で構成する、担

当者会議を逐一持たしていただきながら、いじめに関する共通理解とやっぱり情報共有、同じ町内ですので情報共有を進めながら、研修の充実を図っているところです。全てこの場にはスクールソーシャルワーカーが出席しております、校内の状況を把握して、常にそのときの助言をしてきております。

そして、今、先ほど議員のほうからお話ししていただきましたように、そしてそのいじめを早く発見するためのその相談体制についての現状はどうかということで、まず一つに、児童生徒が直接相談できる明和町いじめ相談窓口の電話相談を、平日8時30分から17時15分まで開設しております。

令和6年度は、これはありがたいのか、ありがたいことだとは思うんですけども、1件の相談がございました。1件でも拾えたということは、すごく大事なことかなと受け止めております。

さらに、1人1台の学習端末に学習アプリを導入して、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整えた結果、令和6年度は27件の相談を受け付けております。寄せられた相談は教育委員会で速やかに把握をして、学校と連携して適切に今対応しておるところでございます。

また、今年度開設いたしましたさくら教室、修正集学校にありますさくら教室ですけれども、不登校等で悩む児童生徒や保護者を対象に、電話そして面接、学校を通じて訪問を含めて相談支援を実施しておるところです。常に学校と情報共有を図りながら、復帰支援でありましたり、学びの保障につなげておるところです。

加えて、特定非営利活動法人のチャイルドライン、もうこれはずっと続いておりますけれども、支援センターが運営するチャイルドライン、これは18歳まで利用可能なんですけれども、これの周知を進め、児童生徒が多様な相談先を選択できるような情報提供を行っておるところです。

今後につきましては、先ほど北岡議員のほうからも紹介をいただきましたように、これまでのものに加えて、議員紹介のあった他県で実施されているAIを活用した相談システムでありましたり、こどもの発達科学研究所が開発

したプログラム等も参考に、相談窓口等の一層の拡充に向けて研究、検討を進めてまいります。

引き続き、被害児童生徒を全力で守るこの一番の基本認識の下、未然防止、早期発見、早期対応の強化に努めてまいりたい、そのように思っております。こうしたいろんな方法を提示、周知して情報を提供していくことは、その子どもたちが何かを相談したいときに、どこかの取っかかりになるような場所を幾つでも出していくことが何よりも大切なことだと思って考えておりますので、これからは様々な取組を行っていきたいなと思っておるところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） 私のところまで来るのに数か月かかっておるみたいなんです。その間に、中学校はいじめ問題こういうふうに対応しますよってホームページにも載せて、その手順が全部書いてあるのに、その手順どおりにできていなかったというのが、もう大きな第一点の問題だなというふうに僕は思ったんです、お話聞いってね。

それと、何で県の教育委員会に問合せをしたかというのと、どうも聞いていると、その今回の事例のお子さんは小学校でもやっている、中学校でも同じように起こしたと。この事案がちゃんと連携が取れていなかった、教育現場で。だからそこら辺の、教育現場でこの子どもさんの発育状況や学習成績などの個別に記録をされておって、こども園、小学校、中学校と連携してこう残してあって、このお子さんの傾向性というのを分かるようにしてみえると思うんですね。今回の事例を伺うと、小学校での記録、記録もしていなかったのかも分かりませんが、中学校へきちんと引き継がれていなかった。中学校でも理解できていなかった。こういう問題、この現場の状況というのは、どういうふうに教育長は考えるのか。子どもさんの心の傾向性、命の傾向性というのがちゃんと分っておれば、未然に防げる適切な対応ができたというふうに私は思うんですけれども、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（下村 良次） 本当に案件自体がいじめ問題等々になりますと、なかなか大っぴらに出して相談できることではございません。ただ、そういう事案があって、その子どもが今度中学校へ行くとか、その時点では情報提供は確実にしておるものだと思っておりますので、そのあたりについては、今回のケースにいろいろ入れておくとちょっと難しい問題があるんですけども、今回のソーシャルワーカーは、もう既にそうやって小学校の事案等々も理解をしながら、周知もしながら、中学校の今までの対応に当たってきておるところがございまして、そのあたりでまた、教育委員会でありましたり、ソーシャルワーカーでありましたりが、また中学校へそのあたりもうまく、まだ継続中だということも含めて伝えていくようなシステムの形は、当然のようにやっていかなあかんちゅう形で、今後は受け止めてやっていくつもりでおりますので、よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） デリケートな問題ですので、まあここらへんでやめておきますが、しっかり対応していただきたいというふうに思います。

教育長も教育現場で対応されていろいろご苦労されとる部分もあったと思いますけれども、やはりそれを現場できちっとどんなふうになっているんだというのを早く早く耳にして、助言を与えて適切に対応していただければというふうに思っております。

次に、親の就労を問わず利用できる、こども誰でも通園制度の取組状況をお伺いいたします。

令和8年度より全国展開されますこども誰でも通園制度は、保育施設に通っていない生後6か月から3歳未満が対象となるそうですけれども、明和町の取組状況と課題をお伺いいたしたいと思います。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 北岡議員からのこども誰でも通園制度の取組状況

と課題についてお答えいたします。

本制度につきましては、令和6年6月公布の子ども・子育て支援法等の一部改正により創設され、令和8年4月1日から、新たな給付事業として全国で本格実施される予定でございます。

保護者の就労要件を問わず、全ての子育て家庭を対象に、月一定の利用枠内で、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる仕組みで、子どもの良質な育ちの環境整備と多様なニーズへの支援を目的としております。実施事業者は、市町村が認可し、利用者は国のシステムで予約を行います。

令和7年度時点の主な要件は、対象が生後6か月から満3歳未満の未就園児、利用は月10時間まで時間単位で可能、利用者負担は1人1時間300円程度でございます。現在、令和8年度の本格実施に向けて、詳細は国のほうで検討中でございます。

明和町のスケジュールといたしましては、12月議会で関係条例案を提出、1月頃に明和町子ども・子育て会議で運用調整を行い、3月に利用申込みの受け付け開始、4月に事業者認可、事業開始を予定しております。

取組状況と課題といたしましては、保育士の確保、利用者対応、事務量が増えることへの対応が課題でございまして、実施体制も含め、受入れ枠、時間帯、安全管理等の詳細を、今後調整していきたいと考えております。

今後は先進自治体の事例やこども家庭庁、県の最新動向を踏まえ、事業の周知、事務フロー等を整備し、令和8年4月1日の円滑な事業開始に向けて準備を進めていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） これに関しても、保育士の確保とか様々な課題があると思います。今回のこのこども誰でも通園制度、月10時間という決められた時間の利用しかできないということですね、国の制度ですからこれは申し訳ないんですけれども。

この間にこの見てもらう保育士さんと親御さんや子どもさん、小っちゃん子どもでも信頼関係というのはどうつながれるのかというのが非常に課題になってくると思うんですけれども、そこら辺の子どもさんに発達支援、どんなふうにして関わっていくのか。本当に短時間できちっとできるのかどうか。

そこら辺の制度設計というのは、これからきっと12月に条例制定して、3月に動いていくわけですから、そこら辺をどういうふうにやっていくのか。明和町にお住まいのお子さん方をどうやって私たちが育てていけるのか。子どもを育て合う社会というのをどんなふうにつくっていくのかというのが大切だと思うんですけれども、そこらへん、課長さんはどんなふうに考えているんですか。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 失礼します。

制度設計につきましては、ちょっとこれからということもございます。

ちょっと発達面につきましては、明和町のほうでは児童発達支援センターいろ葉のほうもございます。1歳半健診それから3歳児健診、1歳半の教室等もございますので、ちょっとその辺とも連携をしながら、また必要に応じた医療機関、先ほどもちょっとご質問ございました済生会あたりとも十分に連携をしていきながら、対応のほうも総合的に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） すみません、通告なしで聞いて。

そこらへんですね、使われる方が満足できる制度に変えていかないかんというふうに思うので、もし課題があったらまた私たちに教えていただきたいというふうに思うので、情報共有をまたよろしくお願ひしたいと思います。

次に、虐待防止への新資格として、こども家庭ソーシャルワーカーという資格ができたそうです。この取得への取組、明和町の取組についてお伺いをします。

虐待をはじめ様々な困難に直面する子どもやその家庭への支援強化、児童相談所や民間施設などの職員らが対象のこども家庭ソーシャルワーカーの資格が誕生したと聞いておりますが、明和町の取組状況をお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） こども家庭ソーシャルワーカーの取組状況と課題につきましてお答えいたします。

こども家庭ソーシャルワーカーは、児童福祉法の改正によりまして、令和6年4月に創設された認定資格で、子ども・家庭分野の相談援助職の資質向上を目的とする専門資格となります。児童虐待やネグレクト等の課題に専門的に対応し、必要な支援につなぐ役割を担い、児童相談所、こども家庭センター、児童養護施設など、全ての子ども・子育て家庭を対象に、相談、援助を行います。資格取得に係る研修、試験は、一般財団法人日本ソーシャルワークセンターが実施しており、児童福祉司やこども家庭センターの統括支援員の任用資格として位置づけられております。

明和町の取組状況といたしましては、本年、令和7年4月こども課内にこども家庭センターを設置いたしまして、実務経験のある保健師資格の保有職員1名が、前年度にこども家庭センターの統括支援員の任用資格であります基礎研修を修了し、今年度から統括支援員として配置しております。

同センターでは、家庭を取り巻く多様な課題に対して、相談受付、アセスメント、支援計画の策定、関係機関との連携等の専門的支援を実施しております。

次に、課題と今後の方向性でございます。

最大の課題は、専門人材の確保となります。安定した相談支援体制の構築と関係機関との連携の強化のため、こども家庭ソーシャルワーカーの有資格者の計画的な配置が必要と認識しております。

今後は資格取得に係る研修受講、受験費用等の予算措置の検討を進めるとともに、採用、育成、継続研修の仕組みを整備し、専門人材の計画的な確保に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） ぜひ多くの人材をつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、救急搬送時にマイナンバーカードを活用するマイナ救急の周知と、マイナンバーカード普及促進状況の確認及びスマホ保険証に対応できる医療機関の状況確認をさせていただきたいと思います。

総務省消防庁は7月16日、マイナンバーと一体化したマイナ保険証を活用して救急業務の円滑化を図るマイナ救急を、10月1日から全国の全172消防本部、5,334隊で一斉に開始すると発表いたしました。

これは、公明党が全国展開を後押ししてきたもので、救急隊が持つカードリーダーで傷病者のマイナ保険証を読み込み、受診した医療機関や既往歴、薬剤情報などを把握するものでございます。円滑な搬送先の選定や適切な応急措置につながるものでございます。

マイナ救急を利用するには、このマイナカードを所有し、健康保険証の登録をしていることが必要であります。救急隊員が閲覧できるのは、氏名、住所などの券面上の情報と受診歴や薬剤情報などの医療情報のみで、救急活動に関係のない税や年金などの情報は閲覧できない仕組みとなっているそうです。

マイナ救急の周知とマイナンバーカードの普及促進が不可欠と考えますが、執行部のお考えをお伺いいたします。

とともに、スマートフォンを健康保険証として使うスマホ保険証が9月に始まりますが、医療機関に読み取り装置を準備する必要があります。保険証やマイナンバーカードを忘れてスマホだけを持参しても、読み取り装置がなければ、来院し直すか医療費を立て替えなければなりません。

スマホ保険証に関する医療機関の状況確認も一緒にお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） ご質問のマイナ救急の周知、マイナンバーカードの普及促進、スマホ保険証への医療機関の対応状況についてお答えさせていただきます。

まず、マイナ救急の周知につきましては、松阪地区広域消防組合から依頼も踏まえまして、町広報9月号へ掲載をはじめ、LINE、行政チャンネル、大型商業施設のデジタルサイネージなどを用いまして、10月からの本格運用開始に向け、広報を進めてまいります。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてですが、7月末現在、本町のカード保有率は79.7パーセントで、県及び全国の保有率とほぼ同水準となっております。

今後も24時間対応のウェブ予約の活用や、来庁が困難な方への訪問申請支援、町内事業所での申請支援、さらには月2回マイナンバーカードに関する手続きのための休日窓口を開設するなど、住民の皆様が手続きしやすい環境づくりを継続して進めてまいります。

最後に、スマホ保険証への対応ですが、9月中旬から専用の読み取り機器を設置した医療機関等で順次運用が開始される予定となっており、機器の導入については任意とされております。機器整備に対する国の補助は8月下旬から開始され、対応可能な医療機関等の一覧は国により公表されることになっております。

町内幾つかの医療機関に聞き取りを行いました。現時点ではいずれも導入は検討中で、導入時期は未定とのことでした。

町といたしましては、引き続き情報収集に努め、対応状況についてはホームページなどで住民の皆様へ周知してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） マイナンバーカードに関しても、しっかりと普及していた

だくのと、切り替え時期にもうやめてしまおうとかいう方がお見えになるというお話もございますので、しっかりとここら辺も取り組んでいただいて、マイナンバーカード、皆さん方の活用がもっと広がるような形で取り組んでいただけたらなというふうに思っております。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で北岡泰議員の一般質問を終わります。

11 番 宇田 雅行 議員

○議長（辻井 成人） 4 番通告者は、宇田雅行議員であります。

質問項目は、「明和町の地域資源を活かした観光施策について」の 1 点であります。

宇田議員、登壇願います。

（11 番 宇田 雅行議員 登壇）

○11 番（宇田 雅行） よろしく申し上げます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を行わせていただきます。

初めに、明和町は海から山まで自然が豊かで、古くから歴史や文化を含め様々な地域資源に恵まれております。こうした資源を、これからの観光振興にどう活かしていくのかが大きな課題だと考えております。

そこで今回は、海、川、山、斎宮跡、そして隠れた資源、この 5 つの観点から明和町の考え方と取組について質問させていただきます。

まず、1 番、海の資源を活かした観光についてですが、明和町にとって重要な地域資源である大淀、下御糸の海は、海辺や海岸線の景観、地域文化を体感できる場所であると同時に、それぞれの漁港は、本町の主産業である漁業の拠点であると承知しております。

しかしながら、大淀漁港の施設の老朽化や下御糸漁港における利用低下など

の課題も見られ、今後は漁業と観光の両立をどのように実現していくのかが大きな課題であると考えます。

初めに、老朽化が進む大淀漁港の改修や、漁業関係者との連携も視野に入れた海辺観光ルートの整備について伺います。

大淀漁港と下御糸漁港を連携させた海辺観光ルートを整備することで、漁業の拠点としての役割を大切に守りながら、観光資源としても新たな価値を生み出し、地域の活性化につなげられるのではないかと考えます。

そこで、観光と地域経済の両面からの活性化について、町としてどのような具体的なビジョンをお持ちなのか、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 宇田議員から、海の資源を活かした観光について、観光と経済の両面から活性化をどのように考えているのかというご質問をいただきました。

明和町は、伊勢湾に面する約7キロの海岸線を有し、海水浴や釣り等のレジャーに加え、朝夕の散歩など、健康づくりにも活用されています。また、町営、民営のキャンプ場は、夏季には多くの観光客でにぎわいを見せており、日本遺産の構成文化財や伝統産業も点在することから、これらを結びつけた観光ルートの構築は、今後の観光や地域活性化を進めていく上で考えていくべき課題の1つだと思っています。

その中で、漁港につきましても、集客の可能性を有する施設であるとは認識しており、漁業者や水産業関係者の皆様のご理解とご協力を前提とした取組により、今後の観光と経済の拠点として、活性化につながることを期待するところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） 答弁ありがとうございます。町長、あの、最後のところ、活性化につながることを期待するではなく、活性化に向けて取り組んでいくと

言っていただきたかったです。

さて、答弁では、海辺の観光ルートや漁港を観光資源として活かすことの重要性が示されました。しかし、この実現のためには、まず現在の漁港が抱えている課題や基礎的な状況を正しく把握することが欠かせません。具体的には、これまでどれだけの予算が投入されてきたのか、さらに漁業者の実態や漁港の所有、管理の仕組み、そして漁港の受益者など、整理する必要があると思います。こうした基礎的な情報を整理し把握することで、観光との両立や将来的な活用の方向性が見えてくるものと考えます。

そこで、次の質問ですが、まず、これまでに下御糸漁港へ投入された予算ですが、漁港が竣工し、供用開始されるまでの事業費を教えてください。

次に、計画的な航路浚渫など、維持費や修繕費並びに改修に供用開始後にどれだけの予算がかかったのか。また、今後の維持管理、更新計画があると思うのですが、今後10年間で必要な予算見通しを教えてください。

また、漁業者の正組合員数についてですが、年間90日以上従事している、いわゆる漁業をなりわいとしている正組合員数を、大淀、下御糸のそれぞれ何人見えるのかをお伺いします。

さらに、漁港は誰の所有で、管理者は誰なのか。また、その様々な財源は、町税、県費、国庫補助などどのように賄われているのかを教えてください。

続いて、漁港の直接的な受益者は、漁業者であることはもちろんのことですが、町長の答弁にもあったように、地域経済や観光振興の観点から考えると、地域住民や観光客も利用すると思うのですが、町は受益者についてどのように認識しているのか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 産業振興課長。

○産業振興課長（肥留間 誠） 宇田議員のほうから、漁港の実態、実情等につきまして5点ほどのご質問をいただきましたので、順にお答えをさせていただきます。

まず、下御糸漁港に投入された予算という部分なんですが、下御糸漁港につきましては、昭和63年から平成29年までの事業によりまして、整備または改修、機能強化、これまでの部分での航路浚渫を含み、実施されております。概算の総事業費としては27億1,900万円、うち町単独費としては13億1,700万円を投じて整備をしてまいりました。

続いて、漁港の維持管理費でございます。現状の漁港の管理費としましては、漁港管理費の費目で年額50万円の予算にて、下御糸、大淀の2港における施設修繕を行っております。なお、港内に設置されております漁業施設につきましては、漁港の専用物件施設として、伊勢湾漁協の負担にて修繕等が実施されております。

なお、大規模な施設の改修、航路の浚渫、災害復旧等に関しましては、漁港管理計画等に基づき必要となった段階で予算をお認めいただき、国・県補助や起債等を活用して実施をさせていただくところでございまして、整備に関してはおおむね国が50パーセントという事業が活用されておるところでございます。

災害復旧に関しては、これまで大きな下御糸漁港等では復旧という形での作業はないかというふうに把握しておりますので、今後何かございましたときには、そういった部分でもしっかりと対応したいと考えております。

次に、令和6年度末時点における伊勢湾漁協の正組合員数でございます。現在、大淀が正組合員数27人、下御糸が1人という状況でございます。

それから4点目が、続いて漁港の所有者、管理者についてご質問でございましたが、所有者、管理者につきましては、いずれも明和町となっております。ただし、日常の使用に伴う管理、例えば港内の清掃であったり、不法係留の確認、災害警戒のための注意情報が出たときの陸閘の開閉等につきましては、管理協定に基づき、伊勢湾漁協のほうに実施をしていただいとる状況でございます。

また、維持管理の財源につきましては、先ほど申しあげました年50万円の漁港管理費は町の単独費、いわゆる町税で賄っており、大規模改修や航路浚渫、

災害復旧に関してはその都度国の補助金、起債等を活用し、最適なメニューをもって実施をさせていただくという形を取っております。

最後に、受益者の認識というか、ご質問でございます。漁港の整備がそもそも、あくまでも漁業の振興を目的としております。基本的に漁業者、水産業者、関係者の方が受益者であるというふうな整理にはなると考えております。

ただし、議員がおっしゃるとおり、多目的な活用を通じて漁港を利用する方、またその恩恵を受ける方、こういった方が出てまいります場合、当然のことながら、住民の方や観光客の方々も受益者にはなり得るものだというふうな形で認識をしております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） 答弁ありがとうございました。ちょっと私の質問に対して、聞き方が分かりにくかったのか、もう一度教えてください。

まず、漁港が竣工、供用開始までの事業費、それと次に供用開始後の予算、そして今後10年の予算見通しの答弁をお願いします。

○議長（辻井 成人） 産業振興課長。

○産業振興課長（肥留間 誠） 失礼しました。

先ほど、昭和63年から整備を始めて29年までをまとめて事業費、整備費という形で報告させていただきましたが、昭和63年から基本的な漁港整備ということで、平成12年ぐらいまでが整備にかかった分だというふうに把握をしております。ここまでかかった分が16億1,700万円程度、そのうち半分が国費を入れていきますので、8億880万円程度が町の投資という形になっております。

それ以降につきましては、消波堤の整備であったりとか、防波堤の工事、浮き桟橋、防風柵などの設置、また三度の航路船浚渫等を実施しております。約11億円程度の事業費で実施しております。こちら国が半分持っていただける補助メニュー等を活用しておりますので、約14億円程度国費を受けておりますので、残り13億2,000万円ぐらいが町の投資額となっております。

今後10年の整備に関しましては、現在のところ、今、管理計画のほうで大きな工事ということで具体的なちょっと数字までははじいてございませんでして、特に航路浚渫につきましては、下御糸のほうで航路の部分がかなり砂の堆積が増えており、これがちょっと計画より、本来4年に1回程度やっていかなければ、計画ではしていきたいところなんです、平成29年以降、航路浚渫をしておりませんので、このあたりについて今後のちょっと必要額のほうもはじきながら対応したいと考えておるところです、大淀漁港につきましても、管理計画では令和14年くらいが航路浚渫の時期になるんですが、こちらにつきましても、最近になって少しちょっと堆積のほうで航路に支障が出るとという要望も出ておりますので、こちらについても前倒しできるものはないか、こちらについてもちょっと必要な金額をはじきながら、浚渫債、緊防災、こういった形の補助それから起債等を今ちょっと当たっているところでございますので、ちょっと10年先の部分が今具体的にお示しできていないところで申し訳ないんですが、こういった状況であるという形で報告させていただきます。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） ありがとうございます。下御糸漁港への多額の初期投資や維持管理費など、組合員数、さらに受益者に対する町の認識が示されました。

特にこれまでの投資や今後の維持管理、そして予測不能な修繕費などを踏まえると、下御糸の正組合員が1名という現状は、下御糸漁港の利活用の促進を新ためて考えざるを得ないのではないのでしょうか。

町長の答弁で、海水浴や釣りなどのレジャー、朝夕の散歩など健康づくり、キャンプ場は観光客でにぎわい、漁港は集客可能な施設であると認識しており、今後の観光経済の拠点として活性化につなげたいとの考え、受益者はそういった一般町民や観光客であることもよく分かりました。

それを踏まえて、地元漁師さんの経験豊富な知恵と協力を得ながら、観光拠点としての展開をしていくことは、町の魅力向上と地域経済の活性化に直結する

と考えます。

そこで、観光資源としての利活用について、大淀、下御糸の海と海岸線そして漁港は、明和町の貴重な地域資源として可能性を秘めております。それを再評価し、観光資源として積極的に活用する施策について最後にお伺いします。漁港施設の一部を生かし、地元の漁師さんが収益を上げることができるような観光拠点づくりなど、町の魅力向上と交流人口増加につなげる取組について、今後どのような取組を進めるのかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 産業振興課長。

○産業振興課長（肥留間 誠） 議員のおっしゃる具体的な取組という部分におきましては、令和4年度に水産庁の海業モデル地区として下御糸漁港が採択を受け、令和5年度に事業計画の骨子案というものを策定し、漁港のにぎわい創出、また魅力の発信、観光拠点づくりの取組をしていくということで進めてまいりました。

しかしながら、事業の内容であつたりとか、その取組の進め方につきまして、地元の漁業者様等と調整が整わない部分もありまして、令和6年度におきましては実質的な事業の進捗がみられていないという状況でございました。

現在、地元の漁業者、水産業関係者の皆様、それから伊勢湾漁協、町、それから明和観光商社等で構成する海業の推進協議会、こちらの体制をまず見直し、まずはやはり漁業者様、水産加工業者様の抱える課題や要望に対応するための調査研究、またイベント開催等によるにぎわいの創出と地元の機運の醸成、こういったものを図る中で、下御糸、大淀の2港が連携しながら、漁港を核とした地域の魅力向上を図り、それをまた核としながら広い意味での海辺の観光といった部分につなげるような形、こういった発展を目指して取組を進めているところでございます。また進捗等がありましたら、随時報告もさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（辻井 成人） 宇田議員。

○11番（宇田 雅行） ありがとうございます。

下御糸漁港が海業モデル地区に採択され、観光拠点づくりに向けた取組を進めてきたものの、地元漁業者との調整が整わず、実質的に進展がなかったとの答弁がありました。

その一方で、海業の推進体制の見直しを図り、漁業者、水産業者の課題に寄り添いながら、イベントによるにぎわいの創出や地元漁師さんの理解と協力をいただいて、地元を盛り上げて、漁港と地域の活性化の取組を進めていくことも確認させていただきました。

これまで多額の公共投資が行われてきた漁港を、単に漁業の拠点として維持するだけでなく、観光資源としても再評価して、町の魅力向上や交流人口の拡大につなげていくことが不可欠だと考えます。

そのためには、漁業者、水産業者のご理解とご協力を基礎としつつ、町や観光事業者が積極的に役割を果たし、計画を実行に移すことが強く求められます。

海の資源を活かした観光の推進は、明和町の未来を形づくる大きな柱の1つであり、今後は具体的な成果を町民に示されるよう要望し、次の質問に進みたいと思います。

続いて2番目、川の資源を活かした観光についてですが、祓川はこの地域では珍しい堤防を有しない無堤河川で、貴重な自然環境や生態系が残る場所として、小学校の体験学習などにも活用されております。

さらに、近隣には有志が手づくりしたハンドメイドの公園施設も存在しますが、これらを組み合わせた自然体験型観光プログラムを推進する考えはあるのか、そのための支援策についてお伺いします。

これまで祓川を活用していろいろな取組が行われてきたと思いますが、どのような団体が、どのような取組をされてきたのか教えてください。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 祓川に関するご質問をちょうだいしました。

議員がおっしゃるように、祓川は全国的にも珍しい自然護岸が多く残る河川でありまして、環境省が指定をする重要湿地500選にも選ばれております。

また、古くは斎王のみそぎ場であったなど、日本遺産「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」に含まれる構成文化財となっており、自然の豊かさだけでなく、歴史的にも重要な河川であるというふうに思います。

歴史的風致の維持向上の面においては、これまでの間、国の認定を受けた計画に基づき、町として神宮橋整備事業等を実施をしてまいりました。

また、民間団体等の取組で主に観光に関連するものとしては、史跡斎宮跡・伊勢街道まちづくり会が作成をされました伊勢街道ものがたりや伊勢街道散策マップ、一般社団法人明和観光商社が作成をされた明和町サイクリングマップにおいて、散策等の見どころの一つとして紹介をいただいているほか、近年では、一般社団法人NE L C r e wによるカヤック体験などが挙げられるかというふうに思います。

一方、自然環境の保全や環境学習、地域住民にとっての身近な水辺としての活用の取組に関しては、祓川ダイヤクリーンによる清掃活動や、むらおこしさいくう祓川による地元小学生を対象とした環境学習、N P O 法人祓川環境美化推進協議会による倒木処理や不法投棄物の撤去、空心菜での水質浄化、地元小学生が参加して行う水生生物調査、啓発のための展示や祓川マップの作成、コスモス等、景観植物の植栽管理、手づくりで整備された祓川自然体験の森の維持管理などの取組が挙げられます。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） 答弁ありがとうございます。祓川が自然や町の歴史にとって大切な場所であり、町をはじめとして、国や観光商社、そして地域の団体が様々な活動をしてきたことがよく分かりました。長年にわたり祓川を守ってこられました多くの方々に敬意を表します。

ただ、その取組は一つ一つ大変すばらしいのでありますが、まだばらばらに行われている印象もあります。今後は自然体験、観光、学習といった活動をつなぎ合わせ、まとまりのある魅力として発信することが必要だと思います。祓

川は自然、歴史、観光を結びつけられる町の宝でもあります。行政がまとめ役となって、点から面へと広げる取組をお願いしたいと思います。

次に、NPO法人祓川環境美化推進協議会は、清浄なるみそぎの川として歴史とともに流れてきた祓川に対して、水質の浄化や環境保全に関する事業を通じて、地域の生活環境の美化と住みよいまちづくりに寄与することを目的に活動していただいております。具体的に、祓川の保全管理、倒木処理、子どもたちの体験学習を目的とした自然体験の森の維持管理をしていただいていると聞いております。

そこでお尋ねいたします。町が祓川環境美化推進協議会と連携した自然体験型観光プログラムを実施するなどの考えはあるのか、またその活動の支援などについてもお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 祓川環境美化推進協議会につきましては、NPO法人化する以前の平成8年から約30年にわたって地道に活動を継続されておりました、祓川の自然環境の保全のため様々な活動に取り組み、その功績は大変大きいものというふうに認識をしております。

しかしながら、協議会の構成員の高齢化が進んでおるのも事実でありまして、後継者の確保を含め、今後の活動をどのように維持、発展させていくのが、団体として喫緊の課題というふうになっておるものと思われまます。

去る6月21日に開催をされました祓川環境美化推進協議会の総会では、令和7年度の事業計画の中で、祓川の環境保全と親子で楽しめる自然体験の森の維持管理とその周辺の景観向上に努め、魅力ある体験広場を堅持し、地域、学校、行政、明和観光商社その他町内団体等と連携して事業に取り組むというふうにされておりました、従来の地域、学校、行政との連携に加えて、町内民間団体等と連携した取組手法を、団体としても模索をされておる状況です。

例えば、町内の民間団体等に協議会が実施する環境保全活動等の各種取組への参加協力をいただいて、その中に団体等が実施をする行事等イベント等を組

み込んでいただくことで、団体等の構成員や行事参加者の祓川に対する興味関心が高まって、環境保全活動等への参加者や協議会の構成員が増加をしていく。そのことで環境保全活動等がさらに活性化をして、身近な水辺、それから地域住民等の憩いの場としての祓川の魅力が向上する。そしてさらにまた活動等に携わる人が増えていく。こうした好循環を生じさせることができれば理想ではないかなというふうに考えます。

そのためには、基本となる祓川の環境保全に関する活動がまずはしっかりと継続できるように、町として支援を行っていく必要があるものというふうに考えております。

現在、協議会による環境保全活動等の取組は、ふるさと水と土農村環境創造事業補助金というものを受けて実施をしておりますけれども、平成18年度から1期5年、現在4期まで続いたこの補助金も、今年度をもって終了をする見込みであります。次年度以降の活動原資の手当てや民間団体等との連携に向けた取組等について、協議会ともしっかりと意見交換を行って、意思疎通を十分図りながら、町として必要な支援を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） 答弁にもありましたように、協議会は平成8年から30年近くも活動が続け、清掃や水質改善、体験学習の場づくりなど、幅広い活動をしていただけてきました。その功績は本当に大きく、心から感謝申し上げます。

しかし、今、会員の高齢化や補助金終了といった大きな課題が迫っており、このままでは活動の継続が難しくなるのではないかと心配しております。

そこでお聞きします。まず、来年度以降、県からの補助金がなくなった場合の財源について、ふるさと納税の活用や町独自の支援、また観光商社を通じた協賛金など、具体的な支援策について教えてください。

また、人材の面では、協議会に町内の民間団体や観光事業者などを巻き込むよう、行政が積極的に仲介することも必要ではないでしょうか。この点について

てご見解をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） まず、ご心配をいただいておりますその次年度以降の協議会の活動原資についてですけれども、現在交付をされておりますふるさと水と土農村環境創造事業補助金は、県と町がそれぞれ2分の1ずつを負担をしております。

まずは、そのふるさと水と土農村環境創造事業補助金の町負担分に相当する額を基本として、協議会にも活動内容の精査や見直しをお願いする中で必要となる額を確保するように努めさせていただきたいというふうに思います。また、その財源の内訳としてふるさと寄附基金からの充当であったりクラウドファンディングによる調達というものも検討していきたいというふうに思います。

次に、町による町内の団体等との仲介についてですけれども、協議会においても町内民間団体等との連携した取組を模索されておりますので、今後の事業推進に当たっては、他団体との調整等が必要な場面というものが生じるかと思っています。協議会から様々なご相談が町に対してもあるものと思います。今後とも環境保全等の主活動が継続・発展できるように町が橋渡し役となるなど、できる限りのお手伝いをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） ありがとうございます。

祓川環境美化推進協議会の皆さんが30年近く地道な努力を続けてくださったからこそ、祓川は今も美しい姿を保ち、子どもたちの学びや町民の憩いの場として生きております。しかし、協議会の高齢化や補助金の終了など活動の継続には現実的な壁が迫っております。このままでは祓川という町の宝が失われる危険もあるのではないのでしょうか。今こそ行政が中心となってふるさと納税や企業協賛など財源確保の仕組みづくりを進め、また、民間団体や観光事業者との連携を強めることで新たな担い手を育てていく必要があると思います。

祓川を守り育てる活動を未来につなぐために、町の積極的なリーダーシップを強くお願いし、次の質問へと移らさせていただきます。

3 番目としまして、大仏山周辺や斎宮調整池エリアの丘陵地についてですが、質問させていただきます。

大仏山は明和町だけでなく、伊勢市や玉城町にもまたがる広域的な自然資源であり、明星地区や周辺の菰村地区などと一体となっております。さらに町南部の有爾中から池村、上村、岩内に及ぶ丘陵エリアには、斎宮調整池や斎宮きららの森といった豊かな自然と潜在的な大きな観光資源となる可能性と認識しております。

しかしながら、これらの地域資源はまだ十分に整備・活用が進んでいないと感じており、これらを整備・活用することで、多様な観光・学習・健康増進の拠点となる可能性があり、また、広域連携により伊勢市や玉城町、多気町との共同企画を展開できれば、町の交流人口増加にも大きく寄与するはずだと思います。町民や町外の来訪者にとっては、新たな憩いの場として今後の整備は大きな意義を持つと考えます。

そこでお伺いいたします。

大仏山周辺の地域や南部の丘陵エリアのそれぞれの広域的な観光資源かつ複合的な自然公園としての整備・活用について、町の具体的な方針をお答えください。お願いします。

○議長（辻井 成人） 産業振興課長。

○産業振興課長（肥留間 誠） 山の観光活用ということで、大仏山であったり、それから斎宮池を含む南部丘陵地についてご質問をいただきました。

大仏山、それから斎宮池を含む南部丘陵地域は、自然環境に恵まれ、健康づくりや学習、景観振興の観点からも大きな可能性を有する地域であると認識しております。

本町では、都市計画マスタープランにおきましては、県営大仏山公園、また斎宮きららの森周辺を自然・交流拠点と位置づけをする中、町内外の方々が交

流し、憩う場として考えていきたいということで、そういった示し方もさせていただいているところでございます。

そのような中、まず大仏山の地域におきましては、ご存じのとおり、大半が三重県で整備します県営の大仏山公園のエリアということで、三重県におきましては、県営の大仏山公園、また隣接する伊勢市営のスポーツセンターを結ぶ全長約6.5キロの大仏山地域散策路等を整備する中、自然観察や健康づくりの場として多くの町民の方々に日常的に活用されており、また、今後の引き続きの整備計画も示される中、町としても要望、負担等もしていくという形となっております。

一方、斎宮池周辺につきましては、広場、また歩道、駐車場等が整備され、昨年10月にはTAME池フェスティバル2024が開催される中、カヤック体験、ウォークラリーなど湖面、周囲を活用した多彩なイベント等にぎわいを創出することもできました。また、池周辺には約4キロ遊歩道が整備され、自然体験や健康増進の拠点としても役割を果たしているところでございます。

また、もう一点、斎宮きららの森につきましては、遊具やトイレ、自動販売機等の設置、また昨年度には桜の植樹等により休憩や散歩等にご利用いただく方もお見えになるところではございますが、周辺環境、また今後の土地利用計画についてまだまだ課題も残っておることから、現在、地域の皆様のご意見も伺いながら今後の整備を検討しているところでございますので、こういった部分も含めて今後の活用については取組を進めていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） ありがとうございます。

大仏山は、南部の丘陵エリアについては、既存の散策路やイベントなどの整備・活用実績が示され、自然、健康、歴史、文化を融合した魅力的な資源として位置づけていることを確認できました。

今後はこうした地域資源を観光や健康づくりの拠点としてさらに発展させて

いくために、地元自治会や土地所有者、関連団体などとの丁寧な協議、合意形成が不可欠であると考えます。

また、広域連携を具体化し、戦略的に整備・活用を進めていくための計画づくりが今後の重要な課題です。これらの点を要望として申し上げ、次の質問に進ませていただきます。

次の質問ですが、4番、国史跡斎宮跡を活かした観光についてをお伺いします。

昨今、文化庁をはじめ歴史・文化資源を活用した観光まちづくりが重要な政策として位置づけられ、文化財保存に加え、地域振興や観光振興に結びつけていく取組が求められております。文化観光推進法の施行以降、歴史や文化を学び体験する観光の価値が見直され、訪れる方々が地域に長く滞在し、地域経済にもつながる仕組みづくりが進められているところであると思います。

本町の史跡斎宮跡は、日本遺産にも認定されるなど国が我が国の歴史や文化を今に伝える大変重要な唯一無二な資産であります。その歴史的価値をより広く発信していくために、従来のガイドツアーや展示の充実に加え、実際に当時の暮らしや祭祀の様子を感じられるような歴史体験プログラムの拡充、さらには周辺地域と連携した宿泊や食を取り入れた滞在型観光の推進の効果があると思います。

そこでお尋ねします。

本町として斎宮跡の歴史的価値を発信する取組を一層強化し、体験プログラムやガイドツアーの充実に加えて滞在型観光を促進していくお考えがあるのか、また、斎宮跡を活用した文化観光の推進には、行政のみでの取組には限界があり、地域住民、事業者、そして行政が一体となった官民連携型の取組が不可欠であると考えます。国においても、文化資源を核とした地域振興や観光振興の推進に当たり、地域住民や民間事業者との連携を重視する方針が示されております。

本町として斎宮跡を核とした文化観光の推進に向け、行政、民間、地域が協

働する体制をどのように構築し、具体的にどのような形で官民・地域連携を進めていくお考えなのか、町長のご所見をお伺いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 史跡斎宮跡の歴史的価値を発信する取組の強化と体験プログラム、ガイドツアーの充実などの滞在型観光の促進と推進に向けた官民・地域連携の具体的な取組についての２点のご質問をいただいたと思います。順を追って答弁させていただきたいと思います。

ご承知のとおり、本町の誇る史跡斎宮跡は日本遺産にも認定されており、我が国の歴史や文化を今に伝える大変貴重な資産であります。議員がおっしゃるように、その歴史的価値をより広く発信し、地域振興につなげていくためにも、体験プログラムやガイドツアーなど充実した、そして滞在型観光の推進は重要な課題であると認識しております。

明和町において現在策定を進めております観光振興計画に、観光による経済効果、地域資源への関心、地域の魅力発信といった課題を重要な論点として整理を進めており、これらの課題を解決していくための一つの方法として、明和町ならではの滞在型観光をより推進していくことが有効ではないかというふうに考えています。

具体的な取組を一例挙げますと、地域DMOである一般社団法人明和観光商社が主体となって推進しております伊勢街道沿いプロジェクトがございます。本プロジェクトは、街道沿いの趣のある風景や歴史的背景を活かしながら、空き家や空き地といった地域課題を宿泊施設や飲食店として再生することで地域の滞在を促進していくといった事業となっています。

このような取組の推進に当たっては、議員がおっしゃるとおり、行政のみで推進していくには限界がございます。民間事業者、そして何より地域の皆様との共創・協働が不可欠であると考えます。

斎宮跡を核とした文化観光において、明和町には文化庁より認定された日本遺産があり、その活用が大きな柱になるものと考えております。現在、この日

本遺産を推進する組織として明和町日本遺産活用推進協議会が設置されており、行政に加え、文化観光に関連する諸団体、DMO法人、交通事業者など幅広い民間企業と地元住民を代表する国史跡斎宮跡協議会が参画しております。

地域住民と事業者、行政が一体となった官民連携型の体制につきましては、この協議会を明和町の文化観光推進の中核組織と位置づけ、官民・地域の一体的な連携体制をより強固なものとして、斎宮跡の歴史的価値を広く発信するとともに、持続可能な地域振興へとつなげてまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） ありがとうございます。

斎宮跡の歴史的価値を広く発信し、体験プログラムやガイドツアーの充実を図るとともに、滞在型観光の推進を重要な課題として位置づけているとのこと答弁をいただきました。さらに具体例としまして伊勢街道沿いプロジェクトに触れられ、空き家・空き地の活用による宿泊や飲食機能の整備を通じて滞在促進を図る取組が紹介され、地域活性化に直結する有効な取組だと思います。

そして、官民・地域連携の体制につきましては、明和町日本遺産活用推進協議会を中核組織として位置づけ、行政だけでなく、DMO法人、交通事業者、地元住民と幅広く連携しながら進めていく方針が示され、共創・協働の市政は文化観光の持続可能な発展に不可欠であり、大変頼もしいことだと思います。

今後も行政として、地域と一緒にこの動きをさらに広げ、町の魅力発信や観光振興を力強く進めていただくよう要望し、次の質問に移らせていただきます。

5 番目、埋もれた観光資源である空き家や未使用施設の活用についてお尋ねいたします。

南部は自然豊かな丘陵地に広がる名門ゴルフ場や、サニーロードからの高速道路へのアクセスにより、伊勢志摩エリアへもつながる良好なポイントであり、リゾート型ホテルが期待できる地域と考えます。このエリアにある未使用施設

の活用のお考えはあるのか。

また、町として空き家をマイナスばかりに捉えるのではなく、利用活用適地である空き家に対して積極的な利活用推進のために、改修や解体など支援を強化するなどのお考えはあるのか。これら埋もれた観光適地となり得るエリアの空き家や未使用施設への具体的な支援と施策について、町長の所見をお伺いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 議員がおっしゃられたように、この地域は自然豊かな環境に加え、高速道路へのアクセスにも恵まれ、伊勢志摩エリアなどのアクセスにも優れたエリアであると認識しております。

また、この地域は町の都市計画マスタープランにおきましても、自然・交流拠点と位置づけ、余暇活動や観光振興を担う重要な地域として捉えており、リゾート型宿泊施設を含む多様な観光拠点の形成が期待できる地域として位置づけています。

国において、空き家活用に関する支援として、観光、移住・定住、農泊、防災など分野によってそれぞれ一定の条件の下での支援制度がありますので、目的に応じて活用できる可能性はございます。

町としての支援といたしましては、空き家対策支援事業補助があり、ポケットパークや共同駐車場など跡地を活用するための除却や特定空き家等の除却、滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の地域活性化のための施設、移住・定住のための住宅の改修など、一定の条件を満たした場合に除却、改修に対する支援を行っておりますが、これは一般的な住宅を対象にしており、店舗等の事業用建物については補助対象としては想定しておりません。

また、このエリアにあります大規模な未使用施設につきましては、現在老朽化が進んでおり、周辺自治会からも周辺地域の安全を確保するよう要望書も頂いているところです。まずは、これらの課題解決に向け一歩でも前に進めるよ

う、様々な角度から解決策を今探っているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） 町長、答弁ありがとうございます。

町長からは、町南部について、都市計画マスタープランにおいて自然・交流拠点と位置づけられ、余暇活動や観光振興を担う重要な地域であり、多様な観光拠点の形成が期待できるエリアであるとのこと答弁をいただきました。さらに、観光、移住・定住、農泊、防災といった幅広い分野において、国の空き家対策支援制度を活用できる可能性があるとの見解も示されました。

一方で、町の空き家対策は、まだ十分に事業用建物などを想定しておらず、南部エリアに存在する大規模未使用施設については、老朽化などの課題が残っているとの報告もありました。

とはいえ、今後の観光や地域づくりを考える上で、空き家の活用は極めて重要であり、住宅だけでなく交流、体験、宿泊など多面的に利活用できる可能性を持っております。そこで、まず町内に点在する空き家や未使用施設について現状を丁寧に把握・整理し、活用可能な資源として位置づけることを強くお願いしたいと思います。その上で、住民、事業者、行政が協働しながら交流人口と地域所得の増加、そして自然、文化の保全を両立させる持続可能な観光の実現を町民に分かりやすく見える形で示していただくことを強く要望いたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（辻井 成人） 宇田議員の一般質問を以上で終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、半まで休憩させていただきます。

(午後 2 時 22分)

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時 32分)

4 番 中井 啓悟 議員

○議長（辻井 成人） 5 番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「特殊詐欺の被害実態と対策」「睡眠教育（眠育）の推進を求める」の2点であります。

中井議員、登壇願います。

(4 番 中井 啓悟議員 登壇)

○4 番（中井 啓悟） 議長より発言許可を得たので、通告のとおり質問させていただきます。

本日は、1 つ目として特殊詐欺の被害実態と対策、2 点目として睡眠教育、いわゆる眠育の推進を求める質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、1 点目の特殊詐欺の被害実態と対策についてお伺いいたします。

特殊詐欺とは、2003年頃から被害が目立ち始め、オレオレ詐欺や還付金詐欺、預貯金・キャッシュカード詐欺、最近ではSNS詐欺やロマンス詐欺などもあり、電話やはがきなどで親族や公共機関の職員を名のり、被害者を信じ込ませて現金やキャッシュカードをだまし取る犯罪のことを言うそうです。

警視庁の発表では、令和7年上半期の特殊詐欺認知件数は1万3,213件、前

年同期比4,256件増、プラス47.5パーセントで、被害額も597.3億円となっており、また松阪署管内では32件、前年同期比19件の増であるとのこと。

特殊詐欺のニュースを目にしない日はないほど誰もが危険性を認知しているはずなのに被害が増加しておる状況ですが、これはA I 技術の悪用、また多くの方が日常的に利用しているL I N Eなどを用い、従来の手法よりも警戒心を薄れさせるような新たな手口が増えていることが増加の原因ではないかと考えられます。

明和町の方で被害に遭われたような報道もありましたが、現時点で確認できる明和町の被害実態はどの程度なのかをお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 中井議員からご質問いただきました明和町における特殊詐欺及びS N S型投資・ロマンス詐欺の被害状況についてお答えします。

まず、令和6年中に特殊詐欺の被害は6件で、被害総額は約740万円となっています。内訳は、オレオレ詐欺が2件で約180万円、架空料金請求詐欺が3件で約540万円、その他特殊詐欺が1件で約30万円でございます。また、S N S型投資・ロマンス詐欺については、6件で約3,280万円の被害がありました。内訳は、S N S型投資詐欺が2件で約500万円、S N S型ロマンス詐欺が4件で約2,780万円でございます。

次に、令和7年7月末現在の状況ですが、特殊詐欺は4件で被害総額は約500万円となっています。内訳は架空料金請求詐欺が3件で約300万円、還付金詐欺が1件で約200万円でございます。一方、S N S型投資・ロマンス詐欺は、5件で約3,020万円の被害が発生しており、内訳は、S N S型投資詐欺が4件で約3,010万円、S N S型ロマンス詐欺が1件で約10万円でございます。

全国的にもS N S型投資・ロマンス詐欺は手口が非常に巧妙で、1件当たりの被害額が高額になりやすい特徴があります。

本町においても、残念ながら同様に高額な被害が発生している状況でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員。

○４番（中井 啓悟） 想像を超える被害額があるとのことで、ちょっと驚いたところなんですけれども、私個人でも携帯電話利用しているＬＩＮＥなんかでも、グループの招待なんかがあって、知り合いの名前やもんで入って見たら投資のグループの何かちょっとおかしいやつだったりとか、最近なんかメールでは、もう皆さんが知っているようなタレントさんやとか俳優さん、女優さんの名前で来るようなこともあって、また、覚えのない未払い通知のメール等が何度も届いており、皆さんの中でも同じようなことが起こっている方もいるかと思いますが、先ほどご答弁いただいたような事件化しているもの、事件化として発表されているものの以外でも、表に出てこない被害というのはあるかと思っています。早急な対策が必要であると考えますが、これまで行った被害の未然防止に向けた取組をお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） これまでに行いました被害の未然防止に向けた取組といたしましては、三重県警、松阪警察署と連携して、高齢者が犯罪組織からの電話を受けないための対策の推進、そして住民の警戒力・抵抗力を高めるための広報啓発活動を行ってまいりました。

特に被害の大きいＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺につきましては、町の公式ＬＩＮＥを活用し、注意喚起を促す投稿を複数回実施いたしました。

また、高齢者の方が集まる会合の場などにおきましても、町長が挨拶の中で特殊詐欺の状況に触れ、啓発を行ってきたところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員。

○４番（中井 啓悟） 町の公式ＬＩＮＥの活用や、特に高齢者に向けた対策など一定程度実施されているとのことですが、ここ最近での特殊詐欺においては、先ほども言ったように多種多様で巧妙化しており、被害に遭われる年齢の幅と

いうのも広がってきているのかなと考えます。

新たな手口、また特殊詐欺の注意喚起や啓発・啓蒙対策の慢性化、日常正常性のバイアス、それぞれの方が私は大丈夫というようなこのバイアスを乗り越えられる今後の対策やアイデアなどはあるのかお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 中井議員おっしゃいますとおり、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺は手口が非常に巧妙化しており、見破ることが難しくなっております。自分はだまされない、自分は大丈夫だろうといった正常性バイアスが働きまして、被害に至るケースが多く見受けられます。

町といたしましては、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害を少しでも食い止めるために、引き続き三重県警及び松阪警察署と連携し、被害防止に向けた広報や啓発活動を一層強化してまいります。あわせて新たな手口に対応した有効な方策につきましても継続して検討してまいりたいと考えております。

また、近年は国際電話による特殊詐欺も急増しております。携帯とかのディスプレイにプラスから始まる電話番号は海外からの詐欺電話の可能性が高いため、このような表示の電話には出ない、かけ直さないようにご注意くださいと思います。

なお、松阪警察署生活安全課にご相談いただきましたら、海外からの発信・着信を無償で休止できますし、国際電話不取扱受付センター、電話0120210364に直接休止のお申込みをすることもできますので、申し添えさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員。

○4番（中井 啓悟） 先ほどから県警、松阪警察署とのまずは公的機関同士の連携が重要であるというのは理解するところですが、併せて各金融機関や民間事業者、携帯電話会社とかコンビニエンスストアなど民間事業者の営業に支障

のない程度での連携も重要だと考えます。

また、同時に加害者にならないための対策も必要であると考えます。これらの取組にも推進していただき、重ねて教育施設等への啓発活動というの、例えば闇バイトとかそういうのの見極めとか回避などへの取組も必要かと思いますが、これらを踏まえて総合的な部分で町長としてのお考えを聞かせてください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 議員がおっしゃるとおり、金融機関であるとかコンビニエンスストアなど民間事業者との連携は未然に被害を防ぐという観点から極めて重要な手段ではないのかなというふうに思っております。また、先ほども民間事業者の営業活動に支障のないように十分に配慮しつつ、警察や関係機関と協力しながら適切に取組を進めてまいりたいなというふうに考えております。

また、特殊詐欺の加害者にならないように、キャッシュカードや口座を渡さないといった基本的な注意を徹底するなど、町民の皆様にそういうふうな啓発活動、周知にも力を入れていかなければいけないのかなというふうに思っています。

さらには、先ほど言われた教育活動ですが、教育活動や啓発活動を充実させまして、学校教育の場や地域の学習の機会を通じて、若い世代や高齢者の方まで幅広い世代に対して正しい知識や意識づけというのを根づかせていければというふうに考えております。

町といたしましても、関係機関と民間事業者とも協力をさせていただきながら、被害の未然防止に向けた取組に引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員。

○4番（中井 啓悟） 実施に向けて前向きなご答弁をいただいたかと思います。

また、具体的にそれぞれ何か取組が決まった時点では、また情報の共有をお願い

いして、多角的な取組を今後推進していただくようお願いをいたします。

では、続いて２点目の睡眠教育、いわゆる眠育の推進を求める質問をさせていただきます。

いわゆる眠育、先ほどから何回も言わせていただいておりますけれども、これは睡眠の仕組みや睡眠の持つ効果など睡眠の正確な知識と習慣を身につけるための教育のことを言います。これは子どもに限らず、全ての人に関わるもので、睡眠は大切であると分かっているながらも、時代の変化とともに睡眠時間は減少傾向にあるとされており、これにより生活習慣の乱れから体調不良や心身への悪影響を与えることが分かっております。

このようなことから、睡眠教育の必要性は大きいものと考えますが、明和町においてこれまでどのような取組を進めてこられたのかお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西村 正樹） 質問の睡眠教育、いわゆる眠育につきましては、睡眠の仕組みや効果への正しい理解を通じ、年齢を問わず生活習慣の改善に資する重要な取組であると認識はしております。特に子どもたちの成長・学習・心身の健康、不登校やメンタル不調の予防、さらには保護者や働く世代、高齢者世代の健康増進にも関わる横断的なテーマであると認識しております。

まず、現状ですけれども、本町におきましては、眠育を名称として掲げたカリキュラムに基づく教育プログラムや町独自の取組は行っておりません。

一方で、学校保健・生徒指導・それから不登校支援の場面で、保健の授業において生活リズム全般に関する指導や個別相談の中で、就寝、それから起床時刻、デジタル機器の利用の仕方等、睡眠に関わる助言を行ってきたところでございます。これは既存の支援の一環であり、眠育としての位置づけとしてはしておらず、体系化はなされていない状況でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員。

○４番（中井 啓悟） 今現在のところは、何かしらカリキュラム、プログラム

というところもまだというふうなところで分かりました。

まだまだ心身ともに未発達の子どもたちが睡眠不足から懸念されるものとして、身体的な発達成長を妨げるなどの健康的悪影響、集中力や記憶力の低下、情緒の不安定化など様々で、これにより不登校やいじめ、また非行などにつながることも考えられます。

現状として眠育には至っていませんが、その必要性は持っていていいるということで理解をさせていただきましたので、今後より認知・理解を深めた取組を推進し、拡大していくべきかと思いますが、町としてのお考えをお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西村 正樹） ご質問の眠育の今後の取組についてお答えいたします。

近年の生活様式の変化により、睡眠時間の短縮や心身の不調、学習意欲・集中力への影響が懸念されており、眠育の必要性は高いと認識しております。実際に、本町の全国学力・学習状況調査の結果におきましても、決まった時間に就寝する児童・生徒は、そうでない児童・生徒に比べて正答率が高い傾向が報告されており、睡眠習慣が学力や学習成果に一定の影響を及ぼすことが示唆されております。

一方で、現状では国や県において統一的な枠組みや標準的なプログラムが示されておらず、町として独自に眠育を名称として掲げた取組を直ちに実施することは、学校教育の年間指導計画や既存の生活習慣指導との調整が必要なことから難しい状況にあります。

しかし、子どもたちの睡眠において、その重要性を十分に認識していることから、現在も学校保健、生徒指導、不登校支援の各場面において、生活リズムの確立を柱に就寝・起床時刻の目安設定、週末の睡眠の整え方、入眠前のデジタル機器利用の控え方など、具体的な実践を示した保健だよりや学校での保健の授業等を通じて、睡眠の質と量の向上を意識した指導・助言を継続的に行っ

ております。睡眠習慣の改善は学校だけで完結せず、家庭での生活リズムと密接に関わることから、保護者の皆様の理解と協力を得ながら進めていくことが大切だと考えております。

今後におきましては、議員のご指摘どおり、子どもたちの健やかな成長や学習環境の充実に資するものとして、眠育の考え方をより深く認知・理解していただけるよう、学校と連携しながら啓発や指導の充実を検討してまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員。

○4番（中井 啓悟） 一定の取組もしていただいておりますと思うんですが、国・県を含め明和町としても眠育の必要性を高く理解はしているものの、実情から考えると実施に向けてはもうしばらく時間が必要なのかなと感じました。

しかし、大阪府門真市や神奈川県厚木市のように、独自で眠育を進めている自治体もあります。ちょっと自治体規模は違うんですが、夏休み明けということもあって生活が不安定になり、睡眠不足による影響がある子どももいるのではと思う中、国や県の具体的な指導があるまで待つのではなく、厚生労働省が策定した健康づくりのための睡眠ガイド2023というものでありますとか、各団体が取り組んでいる普及啓発活動、また先ほども言いました先進自治体の事例などを参考に、取りかかれることから確実に進めていっていただくようお願いをいたします。

では、続いて保育施設での午睡の実態についてお聞きいたします。

2023年12月、東京都世田谷区の認可外保育施設で午睡中、生後4か月の子どもが亡くなるという悲しい事故が起きました。報道によると、うつ伏せで眠っている20分間の間、職員による呼吸等の確認が行われていなかったとのことが発生の原因でないかと考えられているようです。

国の発表では、保育施設及び放課後児童クラブにおいて、年に何件かの睡眠

中での事故があるとのことで、またこのような事故とは別に乳幼児突然死症候群、SIDSと呼ばれる予兆も病歴もなく突然死する病気などもあり、これらを防ぐためには定期的な確認が必要かつ重要であるとされております。

明和町においては、保育施設職員が慢性的に不足していると考え、睡眠中の確認をマンパワーで対応しておられる現状において、午睡事故の防止、保育士負担軽減のため、国の補助がある午睡見守りシステムの導入を進めるべきかと考えますが、町のお考えをお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 中井議員からの午睡事故の防止と保育士負担軽減に向けた国庫補助を活用したシステム導入について、ご質問にお答えいたします。

まず、就学前施設での午睡の実態でございます。

保育所、こども園では、3歳児までを対象にお昼を食べてから一、二時間程度の午睡の時間を確保し、落ち着いた環境で保育のほうを行っております。

次に、午睡事故の防止と見守り体制についてです。

本町では、先ほど議員のほうからご説明のございました乳幼児突然死症候群等のリスク低減と見守りの質向上を最優先に、5から10分程度の定期巡視と記録の徹底を継続しております。

あわせて、保育士不足が続く中、現場の負担を軽減しつつ安全性を高めるため、センサー等のICTとそれから保育士の目視・触診を組み合わせたハイブリッド見守り、AIプラス人の導入効果を検討しております。具体的には、体動・体位・体温等を検知し異常を通知する機器と定期巡視・記録を一体化することで見落とし防止と業務効率化を図るものであり、最終判断はあくまで保育士、人が行い、機器は補助的位置づけと考えております。

次に、国庫補助の活用状況と制度面について申し上げます。

三重県のほうに確認しましたところ、ICT関連の国庫補助事業として、明和町のほうでは登降園の管理システムの整備を実施した経緯がございまして、

要綱上1施設1回に限り補助との制約がございまして、公立園での本見守り機器の活用、補助金を活用したものは現状困難ということで、導入する場合には単費対応という見込みでございます。

また、保育対策総合支援事業費補助の環境改善事業は私立園のみが対象で、基準額50万円、国2分の1・町4分の1・事業者4分の1のスキームですが、公立は対象外となっております。

これらの国補助の取扱いを含め、引き続き最新情報を収集し、適用可能なメニューの有無や要件、運用コストも踏まえて総合的に検討を進めていきたいと考えております。

また、保育士の負担軽減に向けては、午睡見守りのリマインド機能や自動記録による記録時間の短縮、園内情報の共有の即時化、見守り体制の強化に取り組むとともに、業務の効率化、研修の充実、タブレット等による連絡帳・帳票の効率化を進めてまいります。併せて、県に対しまして補助事業の情報収集を継続し、導入に向けた検討を進めていきます。

最後に、子どもの安心、保護者の信頼、現場の持続可能性の観点から、午睡事故防止センサーの導入に向けて予算措置の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員。

○4番（中井 啓悟） 公立は町単費であるのご答弁いただいたんですけれども、最後にちょっと前向きにしっかり予算措置に向けて動いていただけるということで期待をしておるんですけれども、この見守りシステムの導入費用については、それほどの高額な費用はかからないと思います。ちょっとごめんなさいね、はっきりは調べていないんですけれども。

また、国からの補助については、年々ちょっと分も悪くなってきて、要は補助率が縮小していく。重ねて昨今の物価高騰によりシステムの導入費用は上がっていくという悪循環すら感じます。

保育士業務についても、公立化に向けた様々な負担軽減策などをお答えいただいたかと思うんですけれども、それが反対に負担にならないように、それを導入することで負担にならないように、しっかりと機能して午睡事故を未然に防いでいただけるようしっかりとした対策をお願いいたします。

最初にも言いましたけれども、財政厳しいのは理解するんですけれども、これはやっぱり子どもの命を守るシステムの導入の必要性というのをご理解いただいて、以前にもちょっと質問させていただいた眠育についても、特殊詐欺についても、来年度予算において可能な範囲で公共性、公益性、公平性を持って、そのあたりをしっかりと担保した事業の取捨選択というものをさせていただいて、優先順位をしっかりと示して反映していただくようお願いいたします。

本日は3点について質問させていただきました。重ねてですけれども、特殊詐欺については加害、被害ともに未然に防ぐための取組、また睡眠教育と午睡見守りシステムにつきましても、町民皆様の生命、財産を守るための重要な施策であると考えますので、しっかりと要望させていただいて質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で中井啓悟議員の一般質問を終わります。

13 番 下井 清史 議員

○議長（辻井 成人） 6番通告者は、下井清史議員であります。

質問項目は、「自治会活動の支援について」と「太陽光発電について」の2点であります。

下井議員、登壇願います。

（13 番 下井 清史議員 登壇）

○13番（下井 清史） 議長より登壇の許可がありましたので、事前通告に従い一般質問をさせていただきます。

では、まず初めに、自治会活動の支援についてお聞きいたします。

令和５年３月議会でもお聞きいたしましたが、公益性のある自治会運営において、その自治会が抱える問題や課題についてどのように考えているのかお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 下井議員の質問に対する答弁。

町長。

○町長（下村 由美子） 下井議員から、現在の自治会運営に関し、自治会が抱える問題・課題についてのご質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、自治会は、町または一定の区域に住所を有する方々の地縁に基づき形成された団体で、いわゆる任意団体であります。災害時の相互扶助や、地域でお困り事を抱える方への見守り・支え合いなど、協働のまちづくりを進めていく上で不可欠なパートナーであると認識しております。

一方で、自治会を取り巻く環境は大きく変化しており、自治会員の高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の影響による活動縮小、さらに自治会に加入しない世帯の増加などにより、地域における住民のつながりの希薄化が進んでいる状況にあります。

また、自治会に加入すると輪番で役員を担うことが一般的であり、現役世代にとって負担が大きいこと、加えてごみ集積所の利用に関しては、自治会集積所を利用できる一方で当番の負担が生じるため、役場の集積所を選択し自治会に加入しないという判断につながるケースがあるなど、加入のメリットが実感しにくいところのご意見があることも承知しております。これらの点に加え、資産を有する自治会における負担金や慣行が加入のハードルとなること、役員の業務量の大きさや担い手の不足、情報伝達の合意形成の在り方など、なお多くの課題が存在すると受け止めております。

町といたしましては、行政情報の周知・回覧や、地域清掃・環境美化、地域の防犯・見守り、行事運営や地域課題の要望など、住民生活を支える多面的な役割を自治会が担っていることから、自治会の存続と活性化は非常に重要であ

と考えています。

この自治会の存続のための手段の一つとして、日頃の自治会活動への感謝並びに活動の奨励を目的として、自治会活動奨励金制度を策定して取り組んでまいりました。

しかしながら、制度の効果を検証した中で、自治会活動の活性化に直結する十分な効果を見込むことが難しいと判断し、令和7年度をもって制度を終了することをお伝えさせていただいたところです。

今後も引き続き自治会の存続と活性化を図るため、より実効性の高い手段や支援策について、関係団体や地域の皆様のご意見も伺いながら、検討・構築を進めてまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

下井議員。

○13番（下井 清史） 自治会は協働のまちづくりを進める上で不可欠なパートナーであり、自治会加入については、それぞれの地域課題や問題はあるが、活性化につなげていきたい旨の答弁であったかと思います。

私自身も自治会加入世帯、未加入世帯にかかわらず、いろいろな声を聞かせていただく中で、高齢者世帯、独居世帯、現役子育て世帯など生活環境がそれぞれ異なり、自治会の存在意義や価値に温度差があるものを感じています。また、ごみの集積所に関わるもの、農業関係等の活動、宗教に関係する部分などにおいても多種多様で、住民皆様が自治会活動に対しての捉え方が違ってくるものと思います。あくまでも自治会は行政の機関ではなく任意団体であるため、その運営に対して町として一定の距離感というものが不可欠かとは思いますが、先進成功事例を参考に円滑な自治会運営ができるよう、情報提供などにも取り組んでいただくようお願いいたします。

また、自治会活動奨励金を廃止することですが、そうであれば新たな支援制度、代替案を提案していただくべきかと考えますが、何か考えがあるのかお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 現時点で直ちに効果が可視化できる即効的な施策はございませんが、自治会の存続活性化に資する新たな支援策につきまして、引き続き検討を進めてまいります。例えば、配付物の配付が役員の方のご負担となっている場合には、DXの活用によるペーパーレス化、連絡体制の構築を支援することであったり、また老朽化したごみ集積所への対応が課題となっている場合には、修繕に対する補助を検討するなどが考えられます。

いずれも一例ではあるんですけれども、自治会に加入されている方がメリットを感じる支援となるよう、今後自治会の皆様からのご意見も伺いながら支援制度を模索していきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

下井議員。

○13番（下井 清史） 自治会運営の活性化に成功した事例を調べてみましたが、全国で見ても何らこれといった成功事例は見当たらず、とても難しい課題だと感じる今、私は少々失敗してもよいと思います。とにかくいろいろとチャレンジしていただき、活用がしやすく、自治会運営の活性化が図っていただけるよう、ぜひお願いいたします。

では、次の質問をさせていただきます。

令和5年3月議会において、粗大ごみの収集と活用についてお聞きし、コンピューターを使って行うチャットボットの導入を提案させていただきました。その後、間もなく導入がなされ、現在どのような状況なのかをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 令和5年3月議会にご質問をいただきましたチャットボットの導入等、それらの取組について、現在の進捗状況等についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

ごみの分別や出し方に関する問合せ方法の一つの選択肢として、これまでの

電話や窓口、ホームページの問合せフォームに加えて、令和５年度からチャットボットの運用を開始させていただきました。チャットボットによる問合せは、町の公式LINEのメニューボタンでごみのボタンがありますので、そちらを選択していただくとご利用いただくことができます。ごみ・資源物の分別、それからごみの出し方、それとごみ・リサイクルに関するQ&A、この３つの項目を設けさせていただいておりまして、それぞれの項目でさらに知りたい内容を順を追って選択を繰り返していただくと。そうしていただきますとごみや資源物を出すタイミング、それから場所といったようなことをトークルームのほうでお答えをさせていただくほか、ホームページへ誘導して関連記事や資料をご覧いただけるような仕組みになってございます。

今後は、利用者のご意見等を頂戴する中で、使い勝手がよくなるように適宜見直しを行いながら、お知りになりたい情報を取得してもらいやすい環境を整えられるように努めてまいります。

なお、粗大ごみ収集の申込みアプリの導入とかいったようなこともご提案をいただいていたかと思います。それにつきましては、他のサービスや各種手続も含めて、全庁的に電子決済というものを導入することが前提条件になるのではないかというふうに考えておりまして、引き続きの検討課題というふうにこちらはさせていただきたいというふうに思っております。

また、回収をした粗大ごみで再使用可能なものをフリマアプリを活用して販売することについてもご質問いただいていたかと思います。そちらについては、現在も伊勢広域環境組合のリサイクルプラザの取組としてリユース品の販売等は行っておりますので、その仕組みはせっかくあるものですので維持をさせていただきながら、販売方法の手法の一つとしてフリマアプリの活用を加えることができないかといったようなことで、改めて伊勢広域環境組合の担当者会議等の場で提案をさせていただきたい、このように思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

下井議員。

○13番（下井 清史） 早々導入いただき、運用を進める中で新たな課題もあるようですが、前回の質問の際にも言わせていただきました福岡市の先進事例などを参考に、今後の運用に生かさせていただければと思います。

また、自治会が管理するごみ集積所の公益的な利用についても聞かせていただいております、自治会が管理する集積所を町が買い取り一括管理を行う、それに伴い自治会補助金の一定減額をとというような提案をさせていただきました。当時のお答えとして、一括管理はできないとのことでしたが、ごみ収集に関することについては以前よりいろんな方から相談を受けており、その数も増えてきているのが現状です。

町にもそのような声は届いているとは思いますが、改めて住民サービスの重要な役割かつ責任義務であるごみ収集の根幹的な問題・課題解決の部分について、町として考えをお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） ごみ収集に関する部分の課題等についてということでご質問を頂戴しました。

本町では、自治会等からの収集依頼というものを受けまして、自治会や小規模開発団地、それから共同住宅単位で設置をされました各集積所へ収集に伺うというステーション方式というものを採用させていただいております。このステーション方式ですけれども、これはもうまさに住民協力型のごみ収集の方法でありまして、個別収集と比較をして効率的に収集をできるということ、それからそのことで費用を抑えることができる、それが大きなメリットとして挙げられるのではないかと思います。

全国的にこの方式を採用する市町村が多くて、その割合はステーション方式のみを採用するところが56パーセントで、高齢者等の一部戸別収集というものを含む形でのステーション方式というのが35パーセントございます。合わせると91パーセントの市町村がこのステーション方式というものを採用してございます。

とはいって、その一方でステーション方式のデメリットというものもございます。デメリットとしては、自治会等で補修や清掃等の維持管理を行っていただく必要があること、それから高齢者等ごみ出し困難者への支援というものがやはり課題になってくるということ、それから設置場所等を決めるに当たって地域の中での調整が必要になってくること、それから集積所の施設がされていないであったりとか、あるいは当番が立たないといったようなところでは、他所からの持込み、いわゆる不法投棄が発生をしたりとか、それからごみを出していただくときの排出のマナー違反というものが多くなることが挙げられるかというふうに思います。

自治会から脱退する人やそれから未加入の方というものが今後増え続けるということになりますと、自治会でごみ集積所を維持管理していただくことというのは大きな負担になって、現在のやり方でのそのままでステーション方式というのを維持していくことは、少しずつ難しくなっていくということは想像できますし、それは全国的な課題になっておって、できるだけ早い時期に何かしらの見直しというものを行うことが、明和町だけじゃなしに、今全国的行政に対して求められているというふうに承知をしております。

個々のごみ出しの負担やその自治会等でのごみ集積所の維持管理の負担、こういったものを軽減するには、例えば戸別収集に切り替えたり、集積所の数を逆に増やしたりとか、自治会等で管理されている集積所を議員がおっしゃっておったような形で町で管理したりするといったようなことが考えられます。ただ、そうするには、直営でそれを行っていくにしろ、民間委託をするにしろ、これまで以上の、今以上の費用であったり人材等というものが必要になってくるというふうに考えます。

実際、過去に愛知県春日井市のほうで行われました実証実験では、このステーション方式から戸別収集方式に切り替えた場合、収集に係る時間が大体4倍から6倍ほど必要になってきたと。それに対応するために費用等も同程度増加するといったような結果が出てございます。

限られた財源の中でより細やかなサービスというものを提供していくには、申し訳ありませんけれども、やはり住民の皆さんにも受益者負担の観点から一定のご負担をいただく必要があって、今後のごみ出し等の負担軽減に向けた見直しを行うに当たっては、このごみ収集の有料化についてもやっぱり併せて検討させていただかなければならないかなというふうに考えております。

この問題は、やはり簡単に結論の出るものではないというふうに思います。住民の皆さんの様々なご意見、それからご要望、他の市町村の事例や動向等をしっかりと把握をさせていただいて、町の財政状況等も含めて総合的に勘案する中で、住民の皆さんにとってごみ出し等の負担軽減、それからそれに対する受益者負担のバランス、これがうまく取れた手法というものを探っていく必要があるというふうに考えておりますので、課題解決に向けては議員の皆様にもお知恵を拝借したいというふうに思いますので、お力添えを賜りますようお願いをさせていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

下井議員。

○13番（下井 清史） 実際ごみ収集において、これまでのやり方では立ち行かなくなってきており、運用方法の見直しを含めた大きな過渡期に来ているものと考えます。サービスの向上を図るためには、受益者負担の観点から相応の負担が発生する。しかし可能な限り抑えたいという町のお考えは理解いたします。そのためには、どのような運用方式でどの程度の負担バランスが適正なのかなど調査研究を始めていただき、住民の皆様の意見をしっかりと取り入れながら、将来に向け全国で類を見ない画期的なごみ収集業務、また自治会運営案の策定に向けた取組をお願いいたします。

では、次に、太陽光発電についてお聞きいたします。

明和町は、太陽光発電設備の設置については、県が作成した太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインに沿った運用がなされており、町独自の明確なガイドラインがありません。

県は、令和12年度までに285.3キロワットを導入するとした目標を掲げ、大規模太陽光発電施設、また家庭や事業所の屋根などに設置する自家消費型の設備導入を促進しております。

明和町においても、太陽光発電施設は事業者・個人ともに設置が増加傾向にあると思われますが、現在の設置状況をどの程度把握しておられるのか、お聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 太陽光発電に関するご質問を頂戴しました。

町内での太陽光発電設備の設置状況については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、いわゆる再エネ特措法、これに基づく再生可能エネルギー発電事業計画といったもののこの認定、これを受けていただいておりますので、その認定を受けたものは565件町内ございます。設備の発電出力というものはその施設ごと様々でございまして、小規模な20キロワット程度のものでいわゆるメガソーラーと呼ばれるような規模の2,000キロワット弱のものまで存在をしておりますが、その大半となる506件が50キロワット未満の小規模な設備ということでございます。

また、その565件のうち、地区別で見ますと、大淀地区で181件、それから上御糸地区で109件、下御糸地区で116件、斎宮地区で90件、明星地区で69件ございます。

また、発電事業者の法人・個人の別で見ますと、法人によるものが389件、個人によるものが176件となっております。年間の計画の認定数については、2019年、令和元年の年間の121件というものをピークに、今は一応計画数としては減少に転じてきております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

下井議員。

○13番（下井 清史） 設置状況については、2019年からは減少しているとのことですが、太陽光発電については、再生エネルギー等の観点から国や県が推進

をしてはおります。しかし、一部住民の方においては、騒音・電磁波・反射光など住環境を阻害されている等の苦情があると聞いており、そのような声が町に届いていないのか。届いているならその件数と内容、町としてどのような対応をされたのかお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 苦情等に関するご質問を頂戴しました。

国による再エネの固定価格買取制度、いわゆるFIT制度がスタートをしました2012年、平成24年7月以降、生活環境課のほうに寄せられました太陽光発電設備の設置に係る苦情であったりご相談について、対応記録が残っておるものに限りますが、それは10件ございます。

その内訳ですけれども、雑草の繁茂に関すること、草の管理の関係が2件です。それから土砂の流出に関することが1件、それから騒音に関することが3件、それから施工に関することが1件、それから設置に対する不安、こういったことに関することが3件となっております。いずれの案件も発電事業者等に対して草刈や土砂の浚渫、それから近隣住民の方への事業説明を行うなどの対応を求めて、事業者においては適宜対応をしていただいております。

今後も住民の方から苦情や相談が寄せられた場合は、問題解決に向けてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

下井議員。

○13番（下井 清史） 先ほどの苦情や相談件数ですが、町にはあまり届いていないことがよく分かりました。私が今まで聞いたものでは、パネルの反射光がまぶしくてたまらない、夏場の温度が上がり過ぎ、暑くてたまらない、騒音や雑草の繁茂、雑草の繁茂による害虫の発生など、苦情が言いたくても県のガイドラインで定められている緊急連絡先の標識もなく困っている。自治会のほうにも設置事業者から何も連絡がないなど聞いています。中には、家の隣に設置され、住みにくくなり引っ越ししていった人もいます。

改めて、県のガイドラインでは、市町の役割として、設置事業者に対し条例の規定に基づく手続や地域住民とのコミュニケーション等についての相談対応を行うとありますが、地元自治会を含めた設置地域住民への通知や説明会など、これまでどのように対応されてこられたのか。

あわせて、現在町内に設置されている太陽光発電施設について、災害時等で設備の飛散や漏電が発生し、近隣への被害が起り得た場合の連絡先が正確に管理され、地域住民は把握しているのか。また、設備責任者の所在が変更した際の連絡はどうなっているのか、町としてお答えできる範囲内でいいので、お願いします。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） これまでの太陽光発電事業に対する町としての対応、それから事業者の把握に関するご質問を頂戴したいと思います。

町に対して事業者のほうから相談等問合せがあった場合は、県ガイドラインに即して太陽光発電事業を実施されるように町としてはお願いをさせていただいております。太陽光発電設備の設置が進められる中で、近隣住民の方や自治会の役員さんから事業者からの周知、説明がないといったようなご相談をいただいた場合、町でその該当する事業者をお調べした上で、町から当該事業者のほうへご周知であったり説明等の対応を行うように求め、事業者には適宜対応いただいているものというふうに認識をさせていただいております。

また、事業者の把握の部分につきましては、固定価格買取制度を利用して売電をする全ての太陽光発電設備が国から再エネ特措法に基づく事業計画の認定を受ける必要がありますので、その事業計画の認定を受けられますと、事業者名や設置場所等の情報がインターネット上で公表される形になります。

事業者を変更する場合は、こちらも国に事業者変更の申請を行うことが現在必要になっておりますし、20キロワット以上の設備に関しては、設置場所や連絡先などを記した標識をその発電設備のところに目立つ場所に設置するということが法律上義務づけられておりますので、一定の事業者把握というものは可

能かというふうに思っておるんですが、ただ、つい先日ご相談を受けた案件では、ご住民の方が直接事業者の方に草の管理を依頼しようとしたんですけども、標識が設置をされておらず、これどうしようもないんだというようなご相談を受けて、町のほうでその事業者をお調べして、草の管理を求めるのは当然ですけども、標識の設置義務に違反していますよということで標識を設置するように指導させていただいて、県にも情報共有をさせていただいたところがあります。実際、先日標識のほうは一旦簡易なもので設置をしますと。その後、改めて正式にきちっとしたものを設置しますということで、仮の標識については、昨日連絡が先方からありましたので、現地のほうも確認をさせていただいたところでございます。そういったような状況でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

下井議員。

○13番（下井 清史） できるだけいろんなことを把握していただいて対応していただきたいと思います。

大台町では、町内における太陽光発電施設の設置に際し、設置者が景観・自然環境・災害発生リスク等を適切に把握し、設置地域に受け入れられ、地域に根づいた整備をするよう設置計画の段階で検討し、近隣住民との合意形成等を図るような内容を盛り込んだガイドラインがあります。その中で目を引いたのが、パネルの反射光の角度調整や、植栽などで緩衝帯を設け直接見えないようにするなど、近隣住民の生活に悪影響を与えないよう配慮を求める部分でした。

設置者は安定した運用ができ、近隣住民の方々は安心できる住環境が担保され、併せて双方が調和の取れた関係性を築くためにも町独自のガイドラインが必要だと思い要望します。ガイドライン策定について、答弁をお願いします。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） ガイドライン策定に関してご質問を頂戴しました。

皆様ご承知のとおり、発電事業者は太陽光発電設備の設置等、その発電事業を行うに当たっては、農地法や文化財保護法、森林法、景観法、都市計画法等々関係する法令であったり条例を遵守することはもちろんのこと、その計画策定や説明会・事前周知の実施、それから環境への配慮、設計・施工、保守点検、リサイクル・廃棄などに関して、国や県、それから業界団体等、そういったところが策定をしたガイドラインを遵守するように努めなければならないことになっております。

例でいただきました大台町では、FIT制度の導入直後から国・県のガイドラインがまだないときに、法整備も十分でないときに適切な管理が行われていない物件に対する苦情というものが多数役場のほうへ寄せられたそうでございます。そういった中で、その発電事業者に対して町のほうから指導等を行うにも、その事業者の特定ができないといったような事象が相次いだため、この差し迫った問題を解決・解消すべく、2016年11月、平成28年11月に三重県よりもそれに先んじて大台町さんはガイドラインを策定されたという経緯がございます。

また、そのFIT制度導入を契機とした太陽光発電設備の急速な導入拡大に伴って、大台町のような事例が全国的にも課題となっておりましたことから、国のほうが2016年、平成28年6月に再エネ特措法を改正しまして、再生可能エネルギー発電事業計画の認定制度というものが創設をされました。これに伴って2017年、平成29年3月に事業計画策定ガイドラインというものが策定されて、事業計画策定に当たって環境保全、景観保全を考慮した設計・施工やその周辺環境への配慮に努めること、また地域住民の理解を深めるため、地域住民と適切なコミュニケーションを図ることが事業者に求められるようになりました。

さらに、2020年、令和2年3月に策定をされました太陽光発電の環境配慮ガイドライン、これの中では地域とのコミュニケーション、それから設計段階における騒音とか反射光などの環境問題への配慮、それから設備の適切な維持管理など施設の設置後の環境配慮というものも求められておりますほか、2024年、

つい最近ですが、令和6年4月に改正された再エネ特措法では、発電事業計画の認定を受けるに当たっては、その同年2月に策定をされております説明会及び事前周知措置実施ガイドラインの内容に沿った説明会等の実施が必要とされるなど、現在では、設置後のトラブルを未然に防止するため、各種ガイドラインのほうで策定・改定をされて、その中で多くの遵守事項というものが追加をされ、設けられてきております。

本町としましては、これまでの間、発電事業者からの相談や住民からの苦情、相談等があった場合は、発電事業の企画立案時、それから設計施工時、運用管理時それぞれの段階において、必要に応じて県との相談、調整や事案の共有というものを図りながら、事業者に対して国・県ガイドラインに基づく適切な対応、取組を求めることで太陽光発電に起因するトラブルの防止というものに努めてまいりました。

引き続き相談や苦情等への対応をしっかりと行うとともに、今後は事業開始後も地域住民等と良好な関係が保たれ、より地域に受け入れられる太陽光発電事業が導入されるよう促していく必要があるというふうに考えております。ご提案をいただきましたように、大台町をはじめ独自のガイドラインを策定されておる自治体の取組を参考にさせていただきながら、本町としましても独自のガイドラインの策定に向けて取組を進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

下井議員。

○13番（下井 清史） ぜひ早期の策定をお願いする中で、現在設置されている事業者に対しても連絡がきちんと取れるような内容も盛り込んでいただくこと、また県のガイドラインでは機能していないような部分についての調整もお願いいたします。

あわせて、しばらく先にはなと思いますが、次回の明和町環境基本計画の中にも新たな町ガイドラインの活用についてしっかり明記していただきますよ

うお願いいたします。

本日質問させていただいた内容は、町民の皆様の日常生活に関わるものでありながら、一部行政が関わりづらい部分でもあります。しかし、安心・安全の町を担保するためには、行政の役割、判断、初動が重要と考えますので、常に町民生活の最新状況を捉え、これに即した行政運営がなされることをお願いいたします。本日の質問を終わります。

○議長（辻井 成人） 以上で、下井議員の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（辻井 成人） お諮りします。

本日の会議はここまでとして延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はここまでとし、延会することに決定しました。

本日は、これで解散します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 3 時 38分）
